

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

名古屋大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域 2	内部質保証に関する基準	10
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	24
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	32
領域 5	学生の受入に関する基準	40
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	44
	基準の判断 総括表	44
	文学部	46
	教育学部	61
	法学部	77
	経済学部	95
	情報学部	112
	理学部	129
	医学部医学科	146
	医学部保健学科	163
	工学部	180
	農学部	197
	人文学研究科	215
	教育発達科学研究科	232

法学研究科総合法政専攻	249
法学研究科実務法曹養成専攻（第三者評価活用）	267
経済学研究科	271
情報学研究科	288
理学研究科	306
医学系研究科（医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻）	323
医学系研究科（総合保健学専攻）	340
工学研究科	356
生命農学研究科	375
国際開発研究科	392
多元数理科学研究科	410
環境学研究科	426
創薬科学研究科	444
情報文化学部（募集停止）	462
文学研究科（募集停止）	476
国際言語文化研究科（募集停止）	490
情報科学研究科（募集停止）	504

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 名古屋大学
 (2) 所在地 愛知県名古屋市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報学部、理学部、医学部、工学部、農学部
大学院課程	人文学研究科、教育発達科学研究科、法学研究科、経済学研究科、情報学研究科、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部9,565人、大学院6,115人
教員数	専任教員数：1,669人、助手数：2人

2 大学等の目的

【名古屋大学の理念】

基礎学術に立脚した基幹的総合大学としての役割と、その歴史的・社会的使命を確認し、その学術活動の基本理念として「名古屋大学学術憲章」を平成12年に定めた。この憲章を、大学の基本的な目標として以下に掲載する。

自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的發展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標及び基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。

【学術憲章】

1. 研究と教育の基本目標

- (1) 創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出す。
 (2) 自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる。

2. 社会的貢献の基本目標

- (1) 先端的な学術研究と、国内外で指導的役割を果たしうる人材の養成とを通じて、人類の福祉と文化の発展並びに世界の産業に貢献する。
- (2) その立地する地域社会の特性を生かし、多面的な学術研究活動を通じて地域の発展に貢献する。
- (3) 国際的な学術連携及び留学生教育を進め、世界とりわけアジア諸国との交流に貢献する。

3. 研究教育体制の基本方針

- (1) 人文と社会と自然の諸現象を俯瞰的立場から研究し、現代の諸課題に応え、人間性に立脚した新しい価値観や知識体系を創出するための研究体制を整備し、充実させる。
- (2) 世界の知的伝統の中で培われた知的資産を正しく継承し発展させる教育体制を整備し、高度で革新的な教育活動を推進する。
- (3) 活発な情報発信と人的交流、及び国内外の諸機関との連携によって学術文化の国際的拠点を形成する。

4. 大学運営の基本方針

- (1) 構成員の自律性と自発性に基づく探究を常に支援し、学問研究の自由を保障する。
- (2) 構成員が、研究と教育に関わる理念と目標及び運営原則の策定や実現に、それぞれの立場から参画することを求める。
- (3) 構成員の研究活動、教育実践並びに管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、開かれた大学を目指す。

3 特徴

名古屋大学は、日本有数の産業集積地である東海地域に、昭和14年わが国最後の帝国大学として産声を上げた。先行した旧帝国大学6校と比べて総合大学としての歴史は浅く、その規模も最小である。しかし、その「自由闊達」な学風の下、多くの先進的な研究と人材育成が進められ、産業界の卓越したリーダーを輩出するとともに、今世紀に入り関係する6名の研究者がノーベル賞を受賞した。また、アジア展開や女性教員の活躍では、他大学の追従を許さない傑出した成果を上げている。

現在、名古屋大学は、平成27年に策定した中期的目標「NU MIRAI 2020」において「世界屈指の研究大学になること」を基本目標として掲げている。大胆なマネジメント改革の下、次世代をリードする高度人材の育成と世界最先端の研究による真理の探究及びイノベーション創出を推進し、人類の平和と社会の持続的な発展への貢献を目指している。

この「NU MIRAI 2020」に基づき更なる飛躍を図るべく、名古屋大学は平成30年3月に指定国立大学法人として指定を受けた。以後、指定国立大学法人構想において掲げたシェアド・ガバナンスによる大学運営体制の確立、資源の好循環による財務基盤の強化等に取り組むとともに、令和2年4月には、我が国の国立大学では初となる一法人複数大学制により、岐阜大学と法人統合して東海国立大学機構を設立し、マルチ・キャンパスシステムを通じた東海地域の持続的発展の好循環の形成に向けた取組を推進している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（創薬科学研究科博士課程後期課程）		
	1-1-1-02 基本計画書（医学系研究科 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻）		
	1-1-1-03 基本計画書（理学研究科 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）（非公表）		
	1-1-1-04 基本計画書（医学系研究科 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻）		
	1-1-1-05 設置計画の概要（工学研究科博士課程）		
	1-1-1-06 設置計画の概要（工学部）		
	1-1-1-07 基本計画書（情報学研究科博士課程）		
	1-1-1-08 基本計画書（情報学部）		
	1-1-1-09 設置計画の概要（人文学研究科博士課程）		
	1-1-1-10 基本計画書（医学研究科 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合学専攻）		
	1-1-1-11 設置計画の概要（国際開発研究科博士課程）		
	1-1-1-12 基本計画書（生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻）		
	1-1-1-13 設置計画の概要（生命農学研究科博士課程）		
	1-1-1-14 基本計画書（生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻）		
	1-1-1-15 基本計画書（医学系研究科総合保健学専攻）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-16 協定書（医学系研究科 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻）		
	1-1-1-17 協議会等設置文書（医学系研究科 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻）		
	1-1-1-18 協議会等開催状況（医学系研究科 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻）（非公表）		
	1-1-1-19 協定書（理学研究科 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）		
1-1-1-20 協議会等設置文書（理学研究科 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）			
1-1-1-21 協議会等開催状況（理学研究科 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）			

1-1-1-22 協定書 (医学系研究科 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻)		
1-1-1-23 協議会等設置文書 (医学系研究科 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻)		
1-1-1-24 協議会等開催状況 (医学系研究科 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻)		
1-1-1-25 協定書 (医学研究科 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合学専攻) (非公表)		
1-1-1-26 協議会等設置文書 (医学研究科 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合学専攻) (非公表)		
1-1-1-27 協議会等開催状況 (医学研究科 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合学専攻) (非公表)		
1-1-1-28 協定書 (生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻) (非公表)		
1-1-1-29 協議会等設置文書 (生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻)		
1-1-1-30 協議会等開催状況 (生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻)		
1-1-1-31 協定書 (生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻) (非公表)		
1-1-1-32 協議会等設置文書 (生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻) (非公表)		
1-1-1-33 協議会等開催状況 (生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻)		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

<p>【活動取組1-1-A】 生命農学研究科では、カセサート大学、および西オーストラリア大学とのジョイントディグリープログラムである国際連携専攻を設立した。両プログラム共に、毎年双方の大学より進学者を受け入れている。博士後期課程3年間のうち、原則1年間は副大学に滞在して国際共同研究を行うことで、国際的な視野を持った農学研究者の養成を進めている。また、経済的な理由により進学を断念する学生を減らすべく、渡航費用や滞在費用の一部、および渡航準備金を支給する給付金制度を設けている。</p>	1-1-1-28 協定書 (生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻) (非公表)	再掲
	1-1-1-31 協定書 (生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻) (非公表)	再掲
	1-1-1-32 協議会等設置文書 (生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻) (非公表)	再掲
	1-1-A-01 (21)ジョイントディグリー (カセサート大学) 報告書	
	1-1-A-02 (21)ジョイントディグリー (西オーストラリア大学) 報告書	
	1-1-A-03 (21)名古屋大学大学院生命農学研究科における国際連携専攻学生へのサポートに関する要項	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

活動取組1-1-Aについて、生命農学研究科では、カセサート大学、および西オーストラリア大学とのジョイントディグリープログラムである国際連携専攻を設立した。両プログラム共に、毎年双方の大学より進学者を受け入れている。博士後期課程3年間のうち、原則1年間は副大学に滞在して国際共同研究を行うことで、国際的な視野を持った農学研究者の養成を進めている。また、経済的な理由により進学を断念する学生を減らすべく、渡航費用や滞在費用の一部、および渡航準備金を支給する給付金制度を設けている。

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式(様式1)		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳(別紙様式1-2-2)		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組1-2-A】 文学部では、平成29年度の大学院組織再編により、文学部の教育に参加する教員は、50名以上増加し、平成30年度には118名となった。人文学研究科では、女性教員が占める比率は設立初年度平成29年度は3割近く、平成30年度には3割超となり、令和3年5月現在38.5%に達している。	認証評価共通基礎データ様式(様式1)		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		再掲
【活動取組1-2-B】 工学部・工学研究科では、外国人や企業等での実務経験のある教員を積極的に採用し、他組織での経験を多様な教育に活かしている。	1-2-B-01 (09)教員の民間経歴等		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 活動取組1-2-Bについて、工学部・工学研究科では、外国人や企業等での実務経験のある教員を積極的に採用し、他組織での経験を多様な教育に活かしている。			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 名古屋大学通則		
	1-3-1-02 名古屋大学大学院通則		
	1-3-1-03 名古屋大学教育研究組織規程		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 名古屋大学通則		再掲
	1-3-1-02 名古屋大学大学院通則		再掲
	1-3-1-03 名古屋大学教育研究組織規程		再掲
・ 責任者の氏名が分かる資料			
1-3-1-04 教育研究評議会評議員			

<p>[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）</p> <p>1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> <p>・教授会等の組織構成図、運営規定等</p> <p>1-3-2-01 名古屋大学文学部教授会内規</p> <p>1-3-2-02 名古屋大学大学院教育発達科学研究科及び教育学部の管理運営に関する内規</p> <p>1-3-2-03 名古屋大学大学院法学研究科教授会に関する内規</p> <p>1-3-2-04 名古屋大学経済学部教授会内規</p> <p>1-3-2-05 名古屋大学情報学部教授会内規</p> <p>1-3-2-06 名古屋大学大学院理学研究科教授会等の運営に関する申し合わせ事項</p> <p>1-3-2-07 名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部の運営に関する内規</p> <p>1-3-2-08 名古屋大学大学院工学研究科・工学部教授会内規</p> <p>1-3-2-09 名古屋大学農学部教授会に関する内規</p> <p>1-3-2-10 名古屋大学大学院人文学研究科教授会内規</p> <p>1-3-2-11 名古屋大学大学院経済学研究科教授会内規</p> <p>1-3-2-12 名古屋大学大学院情報学研究科教授会内規</p> <p>1-3-2-13 名古屋大学大学院生命農学研究科教授会に関する内規</p> <p>1-3-2-14 名古屋大学大学院国際開発研究科教授会及び拡大教授会内規</p> <p>1-3-2-15 名古屋大学大学院多元数理科学研究科教授会内規</p> <p>1-3-2-16 名古屋大学大学院環境学研究科教授会内規</p> <p>1-3-2-17 名古屋大学大学院創薬科学研究科教授会内規</p>		
<p>[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）</p> <p>1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> <p>・組織構成図、運営規定等</p> <p>1-3-3-01 国立大学法人東海国立大学機構組織運営通則</p> <p>1-3-3-02 名古屋大学教育研究評議会規程</p> <p>1-3-3-03 名古屋大学教育研究評議会組織構成図</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人東海国立大学機構組織運営通則		
	2-1-1-02 東海国立大学機構における内部質保証に関する規程		
	2-1-1-03 名古屋大学内部質保証実施要項		
	2-1-1-04 国立大学法人東海国立大学機構役員会規程		
	2-1-1-05 名古屋大学教育研究評議会規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		
	2-1-2-02 2019教育の内部質保証として実施する事項について		
	2-1-2-03 教育の内部質保証のためのシラバス点検の実施方針		
	2-1-2-04 2019 教育の質保証チェックシートフィードバック方針について		
	2-1-2-05 2020教育の質保証として実施する事項について		
	2-1-2-06 2020シラバス点検FB及び2021シラバス点検について		
	2-1-2-07 コースツリーの作成について（コースツリーガイドライン）		
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） 2-1-2-08 ジョイント・ディグリー（アデレード大学）報告書		
	2-1-2-09 ジョイント・ディグリー（エディンバラ大学）報告書		
	2-1-2-10 ジョイント・ディグリー（ルンド大学）報告書		
	2-1-2-11 ジョイント・ディグリー（フライブルグ大学）報告書		
	2-1-2-12 ジョイントディグリー（カセサート大学）報告書		
	2-1-2-13 ジョイントディグリー（西オーストラリア大学）報告書		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備 学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		

加算及び取組、データ検証の作業の進捗状況について、具体的な数値目標を設定していること	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
	2-1-3-01 名古屋大学将来構想分科会規程		
	2-1-3-02 名古屋大学教育分科会規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類			
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲	
	2-1-2-02 2019教育の内部質保証として実施する事項について		再掲	
	2-1-2-03 教育の内部質保証のためのシラバス点検の実施方針		再掲	
	2-1-2-04 2019 教育の質保証チェックシートフィードバック方針について		再掲	
	2-1-2-05 2020教育の質保証として実施する事項について		再掲	
	2-1-2-06 2020シラバス点検FB及び2021シラバス点検について		再掲	
	2-1-2-07 コースツリーの作成について（コースツリーガイドライン）		再掲	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）			
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧			
	・ 明文化された規定類			
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲	
	2-1-2-02 2019教育の内部質保証として実施する事項について		再掲	
	2-1-2-03 教育の内部質保証のためのシラバス点検の実施方針		再掲	
	2-1-2-04 2019 教育の質保証チェックシートフィードバック方針について		再掲	
	2-1-2-05 2020教育の質保証として実施する事項について		再掲	
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）			
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧			
	・ 明文化された規定類			
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲	
	[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
		2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
		・ 明文化された規定類		
		2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置に	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）			
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧			

当該項目が採択計画として実施された第一回評議の議案を日誌。 / 当該項目の採択計画について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲

[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 名古屋大学における内部質保証に関する申し合わせ		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
【優れた成果が確認できる取組】	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 名古屋大学工学部一般社団法人日本技術者教育認定機構 審査結果（環境土木工学コース） 2-3-4-02 名古屋大学工学部一般社団法人日本技術者教育認定機構 審査結果（建築学コース）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-3-A】 環境学研究科では、2013年度の外部評価による提言「今後更なる発展を期待する上では、環境哲学・環境倫理分野と生物多様性を中心とした生態科学分野の充実が望まれる」（『名古屋大学環境学研究科外部評価報告書 2013』P.21）をもとに、2018年度に地球環境科学専攻に生態学講座を新設し、また授業科目「環境の倫理」を体系理解科目として新規開講した。	2-3-A-01 (24)環境の倫理シラバス		
【活動取組2-3-B】 環境学研究科では、各学期末にセミナーや実習を含むすべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、成績評価方法を含む様々な観点からの学生の意見聴取に努めている。2019年度からは、スマートフォンやパソコンで回答できるようウェブ・アンケートの方式を取り入れた。	2-3-B-01 (24)授業アンケート電子化		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

- ・活動取組2-3-Aについて、環境学研究科では、2013年度の外部評価による提言「今後更なる発展を期待する上では、環境哲学・環境倫理分野と生物多様性を中心とした生態科学分野の充実化が望まれる」（『名古屋大学環境学研究科外部評価報告書 2013』P.21）をもとに、2018年度に地球環境科学専攻に生態学講座を新設し、また授業科目「環境の倫理」を体系理解科目として新規開講した。
- ・活動取組2-3-Bについて、環境学研究科では、各学期末にセミナーや実習を含むすべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、成績評価方法を含む様々な観点からの学生の意見聴取に努めている。2019年度からは、スマートフォンやパソコンで回答できるようウェブ・アンケートの方式を取り入れた。

【改善を要する事項】

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-05 名古屋大学教育研究評議会規程		再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 審議結果（創薬科学研究科博士課程後期課程）（非公表）		
	2-4-1-02 審議結果（医学系研究科 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻）（非公表）		
	2-4-1-03 審議結果（理学研究科 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻）（非公表）		
	2-4-1-04 審議結果（医学系研究科 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻）（非公表）		
	2-4-1-05 審議結果（工学研究科博士課程）（非公表）		
	2-4-1-06 審議結果（工学部）（非公表）		
	2-4-1-07 審議結果（情報学研究科博士課程）（非公表）		
	2-4-1-08 審議結果（情報学部）（非公表）		
	2-4-1-09 審議結果（人文学研究科博士課程）（非公表）		
	2-4-1-10 審議結果（医学研究科 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合学専攻）（非公表）		
	2-4-1-11 審議結果（国際開発研究科博士課程）（非公表）		
	2-4-1-12 審議結果（生命農学研究科 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻）（非公表）		
2-4-1-13 審議結果（生命農学研究科博士課程）（非公表）			
2-4-1-14 審議結果（生命農学研究科 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻）（非公表）			
2-4-1-15 審議結果（医学系研究科総合保健学専攻）（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 東海国立大学機構大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 東海国立大学機構名古屋大学全学人事プロセス委員会規程（非公表）		
	2-5-1-03 名古屋大学大学院人文学研究科教員選考内規（非公表）		
	2-5-1-04 名古屋大学大学院人文学研究科教授・准教授選考申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-05 名古屋大学大学院人文学研究科公募人事の選考結果の教授会報告について（非公表）		
	2-5-1-06 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授、准教授及び助教並びに講師候補者選考内規（非公表）		
	2-5-1-07 名古屋大学大学院法学研究科教員採用手続に関する内規（非公表）		
	2-5-1-08 名古屋大学大学院法学研究科専任教員の昇格等手続に関する内規（非公表）		
	2-5-1-09 名古屋大学大学院経済学研究科教員人事（採用・昇任）基準（非公表）		
	2-5-1-10 名古屋大学大学院経済学研究科教員昇任人事の選考手順に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-11 名古屋大学大学院情報学研究科における教員選考方法に関する内規（非公表）		
	2-5-1-12 名古屋大学大学院情報学研究科テニュアトラック教員審査基準等に関する内規（非公表）		
	2-5-1-13 名古屋大学大学院理学研究科生命理学専攻テニュアトラック教員の審査基準等に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-14 名古屋大学大学院理学研究科生命理学専攻におけるテニュアトラック制施行前に在職する助教のテニュア付与講師昇格審査基準等に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-15 名古屋大学大学院理学研究科物質理学専攻（化学系）におけるテニュアトラック助教のテニュア付与講師昇格審査基準等に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-16 名古屋大学大学院理学研究科テニュアトラック制助教の講師昇格に関わる物理学教室審査基準（非公表）		
	2-5-1-17 名古屋大学大学院医学系研究科（大幸地区）の教授、准教授及び講師候補者選考内規（非公表）		
	2-5-1-18 名古屋大学大学院医学系研究科（大幸地区）助教選考内規（非公表）		
	2-5-1-19 名古屋大学大学院医学系研究科（大幸地区）テニュアトラック教員審査基準等に関する内規（非公表）		
	2-5-1-20 名古屋大学大学院工学研究科教員候補者選考内規（非公表）		
2-5-1-21 名古屋大学大学院工学研究科における助教の雇用等に関する内規（非公表）			
2-5-1-22 名古屋大学大学院生命農学研究科・教員候補者選考内規（非公表）			
2-5-1-23 名古屋大学大学院国際開発研究科基幹講座教員候補者選考内規（非公表）			

2-5-1-24 名古屋大学大学院国際開発研究科基幹講座教授昇任候補者に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-25 名古屋大学大学院国際開発研究科国際化推進教員の選考、任用及び昇任に関する内規（非公表）		
2-5-1-26 名古屋大学大学院国際開発研究科助教候補者選考内規（非公表）		
2-5-1-27 名古屋大学大学院多元数理科学研究科教員の選考に関する了解事項（非公表）		
2-5-1-28 名古屋大学大学院多元数理科学研究科人事委員会の運営について（非公表）		
2-5-1-29 名古屋大学大学院多元数理科学研究科テニュアトラック教員審査基準等に関する内規（非公表）		
2-5-1-30 名古屋大学大学院多元数理科学研究科テニュアトラック教員審査基準等に関する内規の運用に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-31 名古屋大学大学院環境学研究科教授等選考内規（非公表）		
2-5-1-32 名古屋大学大学院環境学研究科テニュアトラック教員審査基準等内規（非公表）		
2-5-1-33 名古屋大学大学院創薬科学研究科教員選考に関する内規（非公表）		
2-5-1-34 名古屋大学大学院創薬科学研究科教員選考及び選考委員会に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-35 名古屋大学大学院創薬科学研究科テニュアトラック教員審査委員会内規（非公表）		
2-5-1-36 名古屋大学大学院創薬科学研究科テニュアトラック教員審査基準等に関する内規（非公表）		
2-5-1-37 名古屋大学教養教育院アカデミック・ライティング教育部門担当教員雇用要件サンプル（非公表）		
・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-01 東海国立大学機構大学教員選考基準（非公表）		再掲
2-5-1-02 東海国立大学機構名古屋大学全学人事プロセス委員会規程（非公表）		再掲
・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-01 東海国立大学機構大学教員選考基準（非公表）		再掲
2-5-1-02 東海国立大学機構名古屋大学全学人事プロセス委員会規程（非公表）		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること		
・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
2-5-2 教員業績評価の実施状況		
・ 明文化された規定類		
2-5-2-01 名古屋大学大学教員個人評価実施要項（非公表）		
2-5-2-02 教員の個人評価に関する基本方針（非公表）		
2-5-2-03 年俸制適用教員の業績評価に関する基本方針（非公表）		
2-5-2-04 参考H22年1月13日付け通知（非公表）		
・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		

	2-5-2-01 名古屋大学大学教員個人評価実施要項（非公表）		再掲
	2-5-2-02 教員の個人評価に関する基本方針（非公表）		再掲
	2-5-2-03 年俸制適用教員の業績評価に関する基本方針（非公表）		再掲
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 名古屋大学大学教員個人評価実施要項（非公表）		再掲
	2-5-2-02 教員の個人評価に関する基本方針（非公表）		再掲
	2-5-2-03 年俸制適用教員の業績評価に関する基本方針（非公表）		再掲
	・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 名古屋大学大学教員個人評価実施要項（非公表）		再掲
	2-5-2-02 教員の個人評価に関する基本方針（非公表）		再掲
	2-5-2-03 年俸制適用教員の業績評価に関する基本方針（非公表）		再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-01 東海国立大学機構事務組織規程</p> <p>2-5-5-02 東海国立大学機構名古屋大学事務組織規程</p> <p>2-5-5-03 事務組織の組織図</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-04 名古屋大学全学技術センター規程</p> <p>2-5-5-05 名古屋大学附属図書館規程</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-06 名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領</p>		
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p> <p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6-01 附属図書館TA向け講習</p> <p>2-5-6-02 2020全学教育科目担当TAハンドブック（日・英）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-5-A】 教育学部・教育発達科学研究科では、教育研究の質の向上のために、教員の自己点検評価（研究科独自の書式で5つの側面について評価）を毎年実施している。教員の教育力向上や教職員の専門職性の向上をはかるため、研究倫理、情報セキュリティ、学生支援、障害者支援、合理的配慮、ハラスメント防止、教育学習支援システムICTの使用法などのテーマで、年に6回程度のFDを実施している。</p>	<p>2-5-A-01 (02)教員の自己点検評価</p> <p>2-5-A-02 (02)FD実施資料</p>		
<p>【活動取組2-5-B】 教育学部・教育発達科学研究科では、インターンシップ委員会（本学部教員）とコーディネーター（非常勤・民間企業出身）が、履修生のインターンシップ先とのマッチング、事前指導、インターンシップ後の成果発表（企業、行政機関など受入先の担当者も出席）を担当、インターンシップ報告書を発行している。</p>	<p>2-5-B-01 (02)インターンシップ資料</p>		

<p>【活動取組2-5-C】 工学部では、学生からの授業アンケートの結果を部局全体で取りまとめて教務委員会でアンケート結果を用いたFDを実施している。また、教務委員会の見識を受けて各学科の教室会議でFDを実施している。総合的な満足度は工学部全体で平均して85%以上を保っている。なお、FD結果については学内専用WEBサイトにて公開している。</p>	<p>2-5-C-01 (09)アンケート結果FD資料</p>		
<p>【活動取組2-5-D】 環境学研究科では、領域横断型の体系理解科目について、研究科においてファカルティ・デベロップメントを毎学期末に実施し、授業担当の報告書（アンケート結果に基づく評価、成績評価分布に基づく達成度評価、講義に対する反省点と次年度の改善点など）をもとに相互にチェックする体制を整えている。</p>	<p>2-5-D-01 (24)FD関係資料</p>		
<p>【活動取組2-5-E】 創業科学研究科では、講義終了時に受講生に対する授業アンケートを実施し、受講生の学習満足度とニーズを調査している。その結果を全教員で共有し、講義の改善を図るためのファカルティ・ディヴェロップメント（FD）を春・秋学期毎の年2回開催している。</p>	<p>2-5-E-01 (25)FD開催通知・議事録</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組2-5-Bについて、教育学部・教育発達科学研究科では、インターンシップ委員会（本学部教員）とコーディネーター（非常勤・民間企業出身）が、履修生のインターンシップ先とのマッチング、事前指導、インターンシップ後の成果発表（企業、行政機関など受入先の担当者も出席）を担当、インターンシップ報告書を発行している。 ・活動取組2-5-Cについて、工学部では、学生からの授業アンケートの結果を部局全体で取りまとめて教務委員会でアンケート結果を用いたFDを実施している。また、教務委員会の見識を受けて各学科の教室会議でFDを実施している。総合的な満足度は工学部全体で平均して85%以上を保っている。なお、FD結果については学内専用WEBサイトにて公開している。 ・活動取組2-5-Dについて、環境学研究科では、領域横断型の体系理解科目について、研究科においてファカルティ・デベロップメントを毎学期末に実施し、授業担当の報告書（アンケート結果に基づく評価、成績評価分布に基づく達成度評価、講義に対する反省点と次年度の改善点など）をもとに相互にチェックする体制を整えている。 ・活動取組2-5-Eについて、創業科学研究科では、講義終了時に受講生に対する授業アンケートを実施し、受講生の学習満足度とニーズを調査している。その結果を全教員で共有し、講義の改善を図るためのファカルティ・ディヴェロップメント（FD）を春・秋学期毎の年2回開催している。 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 監事監査報告書		
	3-1-1-03 会計監査人監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人東海国立大学機構組織運営通則		
	3-2-1-02 国立大学法人東海国立大学機構役員会規程		
	3-2-1-03 国立大学法人東海国立大学機構経営協議会規程		
	3-2-1-04 名古屋大学教育研究評議会規程		
	3-2-1-05 名古屋大学運営会議規程		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・役職者の名簿		
	3-2-1-06 東海国立大学機構及び名古屋大学の執行体制（職務担当）		
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 東海国立大学機構事務組織規程		
	3-3-1-02 東海国立大学機構名古屋大学事務組織規程		
	3-3-1-03 名古屋大学附属図書館規程		
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-04 事務組織の組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【優れた成果が確認できる取組】			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 東海国立大学機構監事監査要項		
	3-5-1-02 東海国立大学機構監事監査要領		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和2年度東海国立大学機構監事監査計画		
	3-5-1-04 令和元年度監査報告書		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 東海国立大学機構令和2年度監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02 独立監査人の監査報告書（岐阜大学）（非公表）		
	3-5-2-03 独立監査人の監査報告書（名古屋大学）（非公表）		
	3-5-2-04 第16期事業年度監査結果概要報告書（岐阜大学）（非公表）		
	3-5-2-05 第16期事業年度監査結果概要報告書（名古屋大学）（非公表）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-2-1-01 国立大学法人東海国立大学機構組織運営通則		再掲
	3-5-3-01 東海国立大学機構監査室規程		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 東海国立大学機構内部監査要項		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書概要（非公表）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和2年度第1回三様監査情報交換会議事概要（非公表）		
	3-5-4-02 令和2年度第2回三様監査情報交換会議事概要（非公表）		
	3-5-4-03 令和2年度第3回三様監査情報交換会議事概要（非公表）		
	3-5-4-04 令和2年度第4回三様監査情報交換会議事概要（非公表）		
	3-5-4-05 令和2年度機構長ディスカッション議事概要（非公表）		

3-5-4-06 令和2年度内部監査報告書概要（非公表）		
--	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式(様式1)		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧(別紙様式4-1-1) 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧(別紙様式4-1-2) 4-1-2 附属施設等一覧		
	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況(別紙様式4-1-3) 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況	
・ 施設・設備の整備(耐震化、バリアフリー化等)状況等が確認できる資料 4-1-3-01 キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン2015			
4-1-3-02 キャンパスサインマニュアル			
4-1-3-03 耐震化率(国立大学法人等施設実態報告書抜粋)			
4-1-3-04 LGBT等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン			
・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-05 (化学物質管理システム) 化学物質等安全管理規程			
4-1-3-06 (高圧ガス管理システム) 高圧ガス等安全管理規程			
4-1-3-07 名古屋大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程			
4-1-3-08 防犯カメラ設置管理台帳(非公表)			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編) 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)調査票		
	[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査(大学図書館編) 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)抜粋	
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること		・ 自主的学習環境整備状況一覧(別紙様式4-1-6) 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧	

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
<p>【活動取組4-1-A】 理学部・理学研究科では、理学部の建物の各所に自習室、学生ラウンジを設置、コロナ対応でさらに学習スペースを解放、各研究室に学生一人ずつに机とPCが使用できるように整備している。また、教育学部・教育発達科学研究科では、自習室と談話室、共有スペースを配置し、オンライン授業のための備品貸し出し、アクセスポイント設置における支援など、学生の学習環境・ネット環境の充実をはかっている。学部独自のNueduca e-lesson systemを導入し、NUCTの補助的な役割を果たし、オンライン授業に活用している。</p>	<p>4-1-A-01 (02)Nueduca e-lesson system資料</p>	
<p>【活動取組4-1-B】 法学部では、2016年度から、研究者等、また実務法曹になる能力と意欲のある学生に能動的・主体的な学習の機会を提供する「Equip MIRAIプロジェクト（総合法政専攻進学特別プログラム）」、「法科大学院進学プログラム（2020年度からは「法曹コース）」を実施し、それぞれの履修学生のための自習室を整備している。 「Equip MIRAIプロジェクト」の履修者数： 2016年度10名、2017・2018年度14名、2019年度7名、2020年度11名。 「法科大学院進学プログラム（2020年度からは「法曹コース）」の履修者数： 2016年度33名、2017年度30名、2018年度24名、2019年度18名、2020年40名。</p>	<p>4-1-B-01 (03)Equip MIRAIプロジェクト、法科大学院進学特別プログラム（法曹コース）自習室利用</p>	
	<p>4-1-B-02 (03)Equip MIRAIプロジェクト、法科大学院進学特別プログラム履修者数、卒業後の進路（法学部 2016-2020年度）</p>	
<p>【活動取組4-1-C】 生命農学研究科は、アジアサテライトキャンパス学院(ASCI)における国家中枢人材養成プログラムにおいて主要な役割を担っている。プログラム対象者はカンボジア、フィリピン、ラオスなどの政府機関（農林水産省、環境省、科学技術省など）高官、大学教員、国際研究機関研究員などであり、将来、名古屋大学のみならず日本との架け橋となる人材を養成している。リモート教育による研究計画の立案や実験・調査等の実施、取得データの解析、論文執筆などの指導を、現地の名古屋大学ASCI特任教員および現地大学教員・研究機関研究員と協力して行なっている。カンボジアキャンパスとフィリピンキャンパスでは実際に研究設備が整備され、前者には本研究科担当のASCI特任教員（助教）が配置されている。</p>	<p>4-1-C-01 (21)アジアサテライトキャンパス学院(ASCI)における国家中枢人材養成プログラム資料</p>	

<p>【活動取組4-1-D】 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における名古屋大学の活動指針により、学生の大学への登校禁止等の制限が行なわれているため、大学キャンパスに登校する学生が減少している。しかし、一方でインターネット利用環境が整っていない（インターネットに接続できる環境やPC等の端末を持たない）学生に対しては、体調不良でないこと・マスク着用・手指の消毒等を条件に、端末室学内アクセスポイントとして利用することを特別に認めている。また、一部の端末室においては、各端末ごとにアクリル板の仕切りを設置し飛沫による感染防止を行ないながら端末の有効活用に取り組んでいる。</p>	<p>4-1-D-01_ (00)情報端末活用状況</p>		
<p>【活動取組4-1-E】 全学教育棟では学生の多様な学びを支援するため、従来より整備しているPC端末を設置したサブラボおよびCALLの各教室に加え、服部国際奨学財団ホール（学生ホール）や学生ラウンジ（2階）において、全席個別電源が確保できるようにしたり、集中できる個別ブース席の整備を行った。また、誰にでも利用しやすい環境であることにも配慮し、入口からのアクセスの良さ、気軽に立ち寄れる開放的な空間・席配置、Wi-Fiネットワークの増強などを実現した。新型コロナウイルス感染拡大防止対策も行っており、コロナ禍においても安心して自主学習に取り組める環境の提供に貢献している。</p>	<p>4-1-E-01_ (00)全学教育棟講義室配置図</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組4-1-Bについて、法学部では、2016年度から、研究者等、また実務法曹になる能力と意欲のある学生に能動的・主体的な学習の機会を提供する「Equip MIRAIプロジェクト（総合法政専攻進学特別プログラム）」、「法科大学院進学プログラム（2020年度からは「法曹コース」）」を実施し、それぞれの履修学生のための自習室を整備している。「Equip MIRAIプロジェクト」の履修者数：2016年度10名、2017・2018年度14名、2019年度7名、2020年度11名。「法科大学院進学プログラム（2020年度からは「法曹コース」）」の履修者数：2016年度33名、2017年度30名、2018年度24名、2019年度18名、2020年40名。 ・活動取組4-1-Cについて、生命農学研究科は、アジアサテライトキャンパス学院(ASCI)における国家中枢人材養成プログラムにおいて主要な役割を担っている。プログラム対象者はカンボジア、フィリピン、ラオスなどの政府機関（農林水産省、環境省、科学技術省など）高官、大学教員、国際研究機関研究員などであり、将来、名古屋大学のみならず日本との架け橋となる人材を養成している。リモート教育による研究計画の立案や実験・調査等の実施、取得データの解析、論文執筆などの指導を、現地の名古屋大学ASCI特任教員および現地大学教員・研究機関研究員と協力して行なっている。カンボジアキャンパスとフィリピンキャンパスでは実際に研究設備が整備され、前者には本研究科担当のASCI特任教員（助教）が配置されている。 ・活動取組4-1-Dについて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における名古屋大学の活動指針により、学生の大学への登校禁止等の制限が行なわれているため、大学キャンパスに登校する学生が減少している。しかし、一方でインターネット利用環境が整っていない（インターネットに接続できる環境やPC等の端末を持たない）学生に対しては、体調不良でないこと・マスク着用・手指の消毒等を条件に、端末室学内アクセスポイントとして利用することを特別に認めている。また、一部の端末室においては、各端末ごとにアクリル板の仕切りを設置し飛沫による感染防止を行ないながら端末の有効活用に取り組んでいる。 ・活動取組4-1-Eについて、全学教育棟では学生の多様な学びを支援するため、従来より整備しているPC端末を設置したサブラボおよびCALLの各教室に加え、服部国際奨学財団ホール（学生ホール）や学生ラウンジ（2階）において、全席個別電源が確保できるようにしたり、集中できる個別ブース席の整備を行った。また、誰にでも利用しやすい環境であることにも配慮し、入口からのアクセスの良さ、気軽に立ち寄れる開放的な空間・席配置、Wi-Fiネットワークの増強などを実現した。新型コロナウイルス感染拡大防止対策も行っており、コロナ禍においても安心して自主学習に取り組める環境の提供に貢献している。 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 学生支援センター組織図			
	4-2-1-02 名古屋大学総合保健体育科学センター規程			
	4-2-1-03 健康相談担当医			
	4-2-1-04 名古屋大学ハラスメント防止対策規程			
	4-2-1-05 名古屋大学ハラスメント相談センター規程			
	4-2-1-06 名古屋大学ハラスメント相談センターリーフレット			
	4-2-1-07 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 1（トップページ）			
	4-2-1-08 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 2（相談センターについて）			
	4-2-1-09 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 3（相談の流れ）			
	4-2-1-10 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 4（相談センター便り）			
	4-2-1-11 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 5（ハラスメント防止のための研修活動）			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-04 名古屋大学ハラスメント防止対策規程			再掲
	4-2-1-05 名古屋大学ハラスメント相談センター規程			再掲
	4-2-1-06 名古屋大学ハラスメント相談センターリーフレット			再掲
	4-2-1-07 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 1（トップページ）			再掲
	4-2-1-08 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 2（相談センターについて）			再掲
4-2-1-09 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 3（相談の流れ）			再掲	
4-2-1-10 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 4（相談センター便り）			再掲	
4-2-1-11 名古屋大学ハラスメント相談センターHP 5（ハラスメント防止のための研修活動）			再掲	
4-2-1-12 名古屋大学ハラスメント防止対策ガイドライン				
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料				
4-2-1-13 学生支援センターホームページ				
4-2-1-14 学生支援センターパンフレット				
4-2-1-15 Guidebook IS 2020 2nd				

	4-2-1-16 handbook for new intl students 2019-21		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-17 学生支援センタープロフィール		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-1-15 Guidebook IS 2020 2nd		再掲
	4-2-1-16 handbook for new intl students 2019-21		再掲
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 大学ホームページ（入学後に受けられる各種免除・奨学支援）		
	4-2-5-02 大学ホームページ（各学部・研究科お問い合わせ先）		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 大学ホームページ（日本学生支援機構(JASSO)奨学金概要）		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 名古屋大学下駄の鼻緒奨学金の給付に関する要項		
	4-2-5-05 名古屋大学ホシザキ奨学金の給付に関する要項		
	4-2-5-06 G30名古屋大学国際プログラム群学部奨学金要項		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-07 新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除取扱要項(令和2年度)		
	4-2-5-08 名古屋大学授業料免除等に関する規程		
	・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-09 名古屋大学国際嚶鳴館規程		
	4-2-5-10 東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程		
	4-2-5-11 2020年度 寄宿舎別利用状況一覧（学生）		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-12 JASSOコロナ助成金の実績報告書（非公表）		
	4-2-5-13 名古屋大学大学院法学研究科Nagashima Ohno & Tsunematsuベトナム留学生奨学金給付要項		
	4-2-5-14 名古屋大学理学部特定基金学生支援事業顕彰		
	4-2-5-15 名古屋大学理学部「夢を叶えよう」奨学金の給付に関する要項		
	4-2-5-16 名古屋大学理学部及び名古屋大学大学院理学研究科Nakamura・Usui Prize 実施要項		
	4-2-5-17 名古屋大学医学部及び大学院医学系研究科つま会基金取扱要領等		
	4-2-5-18 名古屋大学馬淵惇奨学基金奨学生募集要項		
	4-2-5-19 名古屋大学大学院工学研究科奨学奨励金の給付に関する要項		
	4-2-5-20 名古屋大学大学院生命農学研究科水谷奨学金の給付に関する要項		
	4-2-5-21 名古屋大学大学院生命農学研究科における国際連携専攻学生へのサポートに関する要項		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-2-A】 留学生担当講師を配置し、留学生の受入れや支援等が円滑に行えるようにしている。教育学部・教育発達科学研究科では、留学生担当教員を配置し、国際交流委員会の管轄で、留学生・研究生の質の水準を確保する受入体制と、入学後の留学生の相談体制・学習支援体制を整えている。	4-2-A-01 (00)国際教育交流センターホームページ 教員紹介		
	4-2-A-02 (02)留学生の受入体制・相談体制・学習支援体制資料		
【活動取組4-2-B】 工学研究科では、特定基金により博士後期課程学生の経済的支援を行っている。博士後期課程学生を対象にした研究費を100万円/人配分している。国際交流室を設置して、留学支援、英文ライティング支援を実施している。課外活動（学生フォーミュラ、鳥人間など）の活動に対して活動スペースを提供するなど、支援している。学生フォーミュラはEV部門で優勝もしている。	4-2-5-19 名古屋大学大学院工学研究科奨学奨励金の給付に関する要項		再掲
	4-2-B-01 (20)名古屋大学工学研究科奨学奨励金		
	4-2-B-02 (20)【学生用】2021博士研究費募集案内		
	4-2-B-03 (09)工学国際交流室の紹介		
	4-2-B-04 (09)フォーミュラチームFEMが学生フォーミュラ日本大会においてEVクラス3連覇を達成&世界ランキング2位を獲得！ 大学からのお知らせ		
4-2-B-05 (09)名古屋大学人力飛行機サークル			
【活動取組4-2-C】 生命農学研究科では、一般の方よりいただいた寄付金を目的別特定基金として、バイオテクノロジー分野で強い意欲と優れた研究能力を有するにも関わらず、経済的な理由により修学が困難な大学院生を対象とした水谷奨学金を創設した。博士後期課程に進学予定の大学院生を毎年1名募集し、奨学金として年間120万円を3年間給付しており、優秀な大学院生の確保に献している。	4-2-5-20 名古屋大学大学院生命農学研究科水谷奨学金の給付に関する要項		再掲
【活動取組4-2-D】 生命農学研究科では、カセサート大学、および西オーストラリア大学とのジョイントディグリープログラムである国際連携専攻に進学を希望する大学院生を対象として、原則2年次に実施する、副大学に滞在して行う国際共同研究に係る往復の渡航費、滞在費の一部、渡航準備金を支給している。この給付制度を設けることで、経済的な理由により学生が進学を断念することを防ぎ、強い国際志向を持った優秀な人材の確保に貢献している。	4-2-5-21 名古屋大学大学院生命農学研究科における国際連携専攻学生へのサポートに関する要項		再掲
【活動取組4-2-E】 環境学研究科では、フィールドワークや国際会議での研究発表など、大学院生の研究活動を推進するために、研究科独自の「学生研究活動支援事業」を設け、研究科長裁量経費から1件20万円までの研究費を助成している（総額年間100万円程度）。また、大学院生の経済的安定を図るために、2020年度より名古屋大学特定基金「次世代環境人材育成支援事業」を設け、学生への奨学金給付や研究費支援などを開始した。	4-2-E-01 (24)学生研究活動支援事業		
	4-2-E-02 (24)基金設置概要		

<p>【活動取組4-2-F】 名古屋大学では、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」に基づく「名古屋大学融合フロンティアフェローシップ」を2021年度から募集している。</p>	<p>4-2-F-01 (00)2021 融合フロンティアフェローシップ募集要項</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組4-2-Aについて、留学生担当講師を配置し、留学生の受入れや支援等が円滑に行えるようにしている。教育学部・教育発達科学研究科では、留学生担当教員を配置し、国際交流委員会の管轄で、留学生・研究生の質の水準を確保する受入体制と、入学後の留学生の相談体制・学習支援体制を整えている。 ・活動取組4-2-Bについて、工学研究科では、特定基金により博士後期課程学生の経済的支援を行っている。博士後期課程学生を対象にした研究費を100万円/人配分している。国際交流室を設置して、留学支援、英文ライティング支援を実施している。課外活動（学生フォーミュラ、鳥人間など）の活動に対して活動スペースを提供するなど、支援している。学生フォーミュラはEV部門で優勝もしている。 ・活動取組4-2-Cについて、生命農学研究科では、一般の方よりいただいた寄付金を目的別特定基金として、バイオテクノロジー分野で強い意欲と優れた研究能力を有するにも関わらず、経済的な理由により修学が困難な大学院生を対象とした水谷奨学金を創設した。博士後期課程に進学予定の大学院生を毎年1名募集し、奨学金として年間120万円を3年間給付しており、優秀な大学院生の確保に献している。 ・活動取組4-2-Dについて、生命農学研究科では、カセサート大学、および西オーストラリア大学とのジョイントディグリープログラムである国際連携専攻に進学を希望する大学院生を対象として、原則2年次に実施する、副大学に滞在して行う国際共同研究に係る往復の渡航費、滞在費の一部、渡航準備金を支給している。この給付制度を設けることで、経済的な理由により学生が進学を断念することを防ぎ、強い国際志向を持った優秀な人材の確保に貢献している。 ・活動取組4-2-Eについて、環境学研究科では、フィールドワークや国際会議での研究発表など、大学院生の研究活動を推進するために、研究科独自の「学生研究活動支援事業」を設け、研究科長裁量経費から1件20万円までの研究費を助成している（総額年間100万円程度）。また、大学院生の経済的安定を図るために、2020年度より名古屋大学特定基金「次世代環境人材育成支援事業」を設け、学生への奨学金給付や研究費支援などを開始した。 	
<p>【改善を要する事項】</p>	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 名古屋大学の教育を支える3つの方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 面接において評価の公平性を組織的取組の状況を示す資料（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-02 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料（非公表）		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-03 入学者選抜の試験実施に係る実施要領、実施マニュアル等（非公表）		
	・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 2年度前に予告公表されたもの（令和2年7月公表）（非公表）		
	5-2-2-02 学生の受入状況を検証する組織、方法（非公表）		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-03 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す事例（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組5-2-A】 文学部では、平成26年度からG30「アジアの中の日本文化」プログラムを設け、書類審査と面接からなるAO入試によって、高倍率のもと優秀な学生を選抜している。平成28年度に4名、平成29年度5名、平成30年度3名、令和元年度4名、令和2年度7名を受け入れた。出願者33～53名に対し合格者は5～8名である（3.75倍～9.4倍）。	5-2-A-01 (01)文学部 G30「アジアの中の日本文化」プログラム学生受入状況（2015-2021年度）		
【活動取組5-2-B】 法学研究科総合法政専攻では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜方法を実施している。入試では、筆記試験、面接（海外からの受験生には現地面接、テレビ会議システムを利用した遠隔面接）を実施している。	5-2-B-01 (13)大学院入学選抜実施一覧（法学研究科総合法政専攻 2020年度）		
	5-2-B-02 (13)国別留学生数一覧（法学研究科総合法政専攻 2016-2020年度）		

<p>【活動取組5-2-C】 創薬科学研究科では、有機化学・生物科学・分子構造学に関する基礎・専門科目および外部英語試験、ならびに志願者の目的意識や適性をみる口頭試問によって入学者選抜を実施している。志望研究分野に応じて「有機化学系」と「生物科学・構造生物学系」に大別される基礎および専門科目を選択可能とし、出身専門分野にとらわれない進路選択の機会を提供している。その結果、理・農・工・薬学部など幅広い分野からの入学生を獲得しており、設立以来毎年2倍以上の高い競争率（定員／志願者数）も維持している。</p>	<p>5-2-C-01 (25)2022創薬科学研究科 博士前期 外国人留学生募集要項</p>		
	<p>5-2-C-02 (25)志願倍率 入学者出身 【創薬】大学院入学試験実施状況調(29-)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組5-2-Bについて、法学研究科総合法政専攻では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜方法を用いて、意欲のある多様な大学院生の確保に努めている。留学生支援室や各国の日本法教育研究センターとも連携して、多数の留学生を受け入れ、国際化を進めている。一般選抜入試、留学生特別選抜の各入試が実施されており、すべての入試において、筆記試験のみならず、面接が行われている。優秀で多様な留学生を確保するため、現地面接やテレビ会議システムを利用した選抜も行っている。 ・活動取組5-2-Cについて、創薬科学研究科では、有機化学・生物科学・分子構造学に関する基礎・専門科目および外部英語試験、ならびに志願者の目的意識や適性をみる口頭試問によって入学者選抜を実施している。志望研究分野に応じて「有機化学系」と「生物科学・構造生物学系」に大別される基礎および専門科目を選択可能とし、出身専門分野にとらわれない進路選択の機会を提供している。その結果、理・農・工・薬学部など幅広い分野からの入学生を獲得しており、設立以来毎年2倍以上の高い競争率（定員／志願者数）も維持している。 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式(様式2)		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-2-2-03 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す事例(非公表)		再掲
	5-3-1-01 大学院学生定員充足率の課題解決に向けた部局の中長期ビジョン見直しの視点		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

名古屋大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	文学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	法学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	経済学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	情報学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	理学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	医学部医学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	医学部保健学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
10	農学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
11	人文学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
12	教育発達科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	法学研究科総合法政専攻	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
14	法学研究科実務法曹養成専攻（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：法科大学院認証評価（大学改革支援・学位授与機構）								
15	経済学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
16	情報学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

17	理学研究科	満たしている								
18	医学系研究科（医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻）	満たしている								
19	医学系研究科（総合保健学専攻）	満たしている								
20	工学研究科	満たしている								
21	生命農学研究科	満たしている								
22	国際開発研究科	満たしている								
23	多元数理科学研究科	満たしている								
24	環境学研究科	満たしている								
25	創薬科学研究科	満たしている								
26	情報文化学部（募集停止）	該当なし	満たしている	平成29年度募集停止						
27	文学研究科（募集停止）	該当なし	満たしている	平成29年度募集停止						
28	国際言語文化研究科（募集停止）	該当なし	満たしている	平成29年度募集停止						
29	情報科学研究科（募集停止）	該当なし	満たしている	平成29年度募集停止						

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (01)DP 学部 01文学部 6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 6-2-1-01 (01)CP 学部 01文学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (01)CP 学部 01文学部 6-1-1-01 (01)DP 学部 01文学部		再掲 再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01 (01)文学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03 (01)名古屋大学文学部規程		
	6-3-1-04 (01)文学部規程別表第1		
	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果	
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表） 6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表） 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (01)文学部・人文学研究科（非公表）		

6-3-2-05 (00) 授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・ 明文化された規定類</p>		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>6-3-3-01 (00)名古屋大学通則</p>	<p>第21条, 第23条</p>	
	<p>・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>		
	<p>・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (01)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (01)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (01)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切	・CAP制に関する規定		

に設けていること			
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (01)（文学部・人文学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	6-5-4-08 (01)留学生支援状況（チューター採用および論文ネイティブチェック事業実績一覧）（2019年度に追記）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
6-5-4-09 (01)Guidance for Intl student tutors AY2020 Fall			
6-5-4-10 (01)留学生に対する外国語による情報提供2021年度5月現在			

・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-11 (01)留学生に対する学習支援事業2020年度実績		
6-5-4-12 (01)文学部・人文学研究科 留学生) 日本語添削室2021年1月 (人文学研究科)		
6-5-4-13 (01)文学部・人文学研究科 留学生向け面接話し方セミナー20201028		
6-5-4-14 (01)文学部・人文学研究科 留学生就活セミナー20200908		
6-5-4-15 (01)文学部・人文学研究科 留学生向け就活セミナー20210316		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01 (01)資料2-1 (文・抜粋)【参考】20190416教育分科会 成績評価に関するアセスメント実施結果報告資料一式 (非公表)			
	6-6-3-02 (01)資料2-2 学部cross集計 (非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-03 (01)2021第3回教務委員会議事メモ (非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			再掲
	6-6-3-04 (01)GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料			
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			

--	--	--	--

<p>[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧（全学共通科目）		
・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2（成績評価の根拠資料保存規程）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (01)名古屋大学文学部規程		再掲
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (01)文学部 2021年度学生便覧（卒業要件 5.12頁）		
	6-7-3-02 (01)2021年度版『名大文学部でどう学ぶか』本文・付録合体版		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)210303教授会議事概要（人文）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-01 (01)R2【文学部】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		

	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
【分析項目6-8-4】 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-4】(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
【分析項目6-8-5】(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (02)DP 学部 教育 6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 6-2-1-01 (02)CP 学部 教育		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (02)CP 学部 教育 6-1-1-01 (02)DP 学部 教育		再掲 再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (02)教育学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (02)名古屋大学教育学部規程		
	6-3-1-04 (02)教育学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (02)教育学部（非公表）		

6-3-2-05 (00) 授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		

<p>[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<p>・ 明文化された規定類</p>		
<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>6-3-3-01 (00)名古屋大学通則</p>	<p>第21条, 第23条</p>	
	<p>・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>		
	<p>・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			

【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (02)教育学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (02)教育学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (02)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (02)教育学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切	・CAP制に関する規定		

に設けていること			
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (02)（教育学部）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
6-5-4-08 (02)Online Registration Manual English Version 英語ver学生向けマニュアル_20200617			
6-5-4-09 (02)The courses registration for this Fall Semester 2021			
6-5-4-10 (02)2020年度ネイティブチェック説明書			

・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【活動取組6-5-A】独自のインターンシッププログラムを実施	6-5-A-01 (02)20年度インターンシップ発表会プログラム案		
	6-5-A-02 (02)20年度インターンシップ報告書 20210317		
	6-5-A-03 (02)21年度キャリアデザイン講義内容		
	6-5-A-04 (02)21年度インターンシップ実施要領ガイダンス		
【活動取組6-5-B】留学生に対する学位論文添削・翻訳サービス展開	6-5-B-01 (02)(教育)2020年度ネイティブチェック説明書		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われている	・ 成績評価の分布表		

ことについて、組織的に確認していること

6-6-3-01 (02)学部成績データ 2020 (教養教育院) (非公表)		
6-6-3-02 (02)学部成績データ 2020 (教育学部) (非公表)		
・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		

	6-6-3-03 (02) 執行部会議事録 (非公表)		
	・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00) 名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00) 名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	6-6-3-04 (02) 教育学部 GPA [学修案内 (2020年度)] 12頁		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00) 名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00) 全学教育科目履修の手引 (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00) 教養教育院ホームページ (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00) 成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00) 平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	6-6-4-06 (00) 2020年度春学期成績疑義内容一覧 (全学共通科目)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00) 東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (02)名古屋大学教育学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (02)2021年度学生便覧(教育)卒業のために履修すべき科目・単位等について(2頁)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)卒業認定に関する教授会での審議状況を示す資料(R3年3月)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (02)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (02)R2【教育学部】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>		
<p>〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組6-8-A】卒業生の上長を対象に調査を実施し、本学教育課程で身に着けた知識・技能の評価を確認</p>	<p>6-8-A-01_(02)卒業生アンケート(学部)20200302</p>	
	<p>6-8-A-01_(02)卒業生上長アンケート(学部)200526</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-8-Aについて、卒業生の上長を対象に調査を実施し、本学教育課程で身に着けた知識・技能の評価を確認している。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)DP 学部 03法学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (03)CP 学部 03法学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (03)CP 学部 03法学部		再掲
	6-1-1-01 (03)DP 学部 03法学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (03)法学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (03)名古屋大学法学部規程		
	6-3-1-04 (03)法学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (03)法学部（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
	6-3-2-06 (03)自己点検・評価報告書『名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（2013年4月～2018年3月）』		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】基礎から応用まで、4年間の系統的なカリキュラムの下で法学・政治学を学ぶことができるよう科目を配置し、少人数による対話・討論型授業、英語のみによる履修コース（国際社会科学プログラム（G30））、主体的に学習し、その成果をまとめた卒業論文の表彰制度などを設けている。</p>	<p>6-3-1-01 (03)法学部コースツアー</p>		<p>再掲</p>
	<p>6-8-1-02 (03)卒業論文賞 受賞者一覧 (2010年度-)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-3-Aについて、基礎から応用まで、4年間の系統的なカリキュラムの下で法学・政治学を学ぶことができるよう、1年前期から法学・政治学の専門教育を行っている。2年次以降は、多種多様な専門科目を適切なバランスで配しており、3・4年次にはより発展的・先端的な科目を置いている。学生は配当年次に沿って、授業科目を自主的に選択できるようにしている。 ・活動取組6-3-Aについて、少人数による対話・討論型授業として、全学教育科目の基礎セミナーを1年次に、専門科目の演習を2年次以降に履修できる体制を整えて、法学・政治学の学習に必要な双方向授業の機会を提供している。 ・活動取組6-3-Aについて、グローバル化の一環として、英語のみによる履修コース（国際社会科学プログラム（G30））を開設、また、意欲ある学生が、主体的に学習し、その成果をまとめるための教育プログラムとして卒業論文があり、学部長賞として最優秀賞・優秀賞の授与により、執筆を促進している。 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
	6-3-2-04 (03)法学部(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (03)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とす	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】 ・講義、講読、演習、論文等の執筆などの様々な学修形態で多様な学びが実現されている。多人数講義と少人数講義を組み合わせることで、法学・政治学を体系的に学ぶと同時に、特定の専門科目について深く学修できるようにカリキュラムが組まれている。 ・国際的な学習の機会として、キャンパス・アジアプログラム、キャンパス・アセアンプログラム、「特殊講義（比較法政演習）」などを実施している。 ・Web シラバスを活用し、科目内容、講義計画、評価方法などを学生に公開するとともに、資料の提供、レポートの提出などにも活用できるような体制を取っている。 ・他大学との連携科目「特殊講義（インターネット技術と法規制）」は、テレビ会議システムを利用して開講されている。</p>	<p>6-3-1-01 (03)法学部コースツリー</p>		再掲
	<p>6-3-2-04 (03)法学部（非公表）</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・活動取組6-4-Aについて、講義、講読、演習、論文等の執筆などの様々な学修形態で多様な学びが実現されている。多人数講義と少人数講義を組み合わせることで、法学・政治学を体系的に学ぶと同時に、特定の専門科目について深く学修できるようにカリキュラムが組まれている。法学・政治学の基礎から学んでいく多人数講義では、小テストや小論文・レポートを実施し、学生の理解度を適切に把握する工夫をしているものがある一方、ほとんどの学生は演習等の少人数講義を受講し、そこでは学生が意見を述べたり学生間で議論を行ったりする双方向的・多方向的な授業が行われている。演習では、他大学との合同ゼミナールや実務家との意見交換など、学生が主体的に学習に取り組むことができるように配慮している。 ・活動取組6-4-Aについて、国際的な学習の機会として、キャンパス・アジアプログラム、キャンパス・アセアンプログラム、「特殊講義（比較法政演習）」などを実施している。 ・活動取組6-4-Aについて、Web シラバスを活用し、科目内容、講義計画、評価方法などを学生に公開するとともに、資料の提供、レポートの提出などにも活用できるような体制を取っている。 ・活動取組6-4-Aについて、他大学との連携科目「特殊講義（インターネット技術と法規制）」は、テレビ会議システムを利用して開講されている。</p>			

【改善を要する事項】

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (03)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (03)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (03)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (03)（法学部）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	6-5-4-08 (03)チューターのためのガイダンス Guidance for Intl student tutors		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
6-5-4-09 (03)2020-2021 G30 HANDBOOK			
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			

6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-10 (03)2020年度 法学部・大学院総合法政専攻 チューター利用実績		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】文部科学省「大学の世界展開力強化事業」で、2011年度からキャンパス・アジアプログラムとして中国・韓国の大学と、2012年度からキャンパス・アセアンプログラムとしてアセアン諸国の大学と、質の保証を伴う教育や学生・教員の交流を通じた人材育成を行っている。	6-5-A-01 (03)「キャンパス・アジア」プログラム概要と派遣・受入学生数（法学部 2011-2020年度）	
	6-5-A-02 (03)「キャンパス・アセアン」プログラム概要と派遣・受入学生数（法学部 2012-2020年度）	
【活動取組6-5-B】海外の多くの大学と学術交流協定、学生交流協定を締結しており、国際交流、留学のなどを通じて、国際性を涵養する機会を設けている。	6-5-B-01 (03)大学院法学研究科・法学部 学術交流協定締結機関一覧（2020年度）	
	6-5-B-02 (03)大学院法学研究科・法学部生の海外留学（1セメスター以上）一覧 2013-2020年度	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
<p>・活動取組6-5-Aについて、2011年度から文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」の一環として、中国・韓国の大学とともに質の保証を伴う教育や学生・教員の交流を通じた人材育成を行ってきた（キャンパス・アジアプログラム）。2012年度から文部科学省の同事業の一環として、日本とアセアン地域の架け橋となる人材育成を目的として、アセアン諸国の大学との間で同様の事業を行ってきた（キャンパス・アセアンプログラム）。いずれの事業においても、短期・長期研修として、毎年一定数の日本人学生を協定大学に派遣するとともに、それらの大学から学生を受け入れており、2016年度から、両方の事業について、後継のプログラムを実施している。</p> <p>・活動取組6-5-Bについて、海外の多くの大学と学術交流協定を締結しており、国際交流、留学のなどを通じて、国際性を涵養する機会を設けている。学部生の留学者数（1セメスター以上）は、2018年度31名（うち、キャンパス・アジアプログラムによる留学16名）、2019年度24名（うち、キャンパス・アジアプログラムによる留学13名）、2020年度0名（新型コロナウイルス感染症拡大のため）。</p>		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (03)2020年度法学部・総合法政・法科大学院成績分布確認資料（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (03)2020年度学部・大学院・法科大学院成績分布分析について（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-3-03 (03)成績評価基準「学生便覧（2020年度）」		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧（全学共通科目）		
・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2（成績評価の根拠資料保存規程）			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (03)名古屋大学法学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (03)2021法学部学生便覧p.24		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)2020年度第12回(3月10日)教授会議事録(抜粋)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (03)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (03)卒業論文賞 受賞者一覧 (2010年度)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (03)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (03)R2【法学部】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (03)法学部・法学研究科総合法政専攻・法学研究科実務法曹養成専攻 卒業（修了）後の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
	6-8-4-02 (03)卒業生の声『法と政治を学ぶ2021』（法学部 2020年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p> <p>〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組6-8-A】卒業後、国家公務員・地方公務員になった者および法科大学院進学者数が挙げられる。また、各種国際プログラムの履修を通じ、国際的に活躍できる人材を育成している。卒業後、大学院へ進学して更に研究を進める学生もある。</p>	<p>6-8-A-01 (03)卒業生就職先一覧(法学部 2016-2020年)</p>	
<p>【活動取組6-8-B】2016年度から、大学院進学を目指す学生を対象としたEquip MIRAIプロジェクト(綜合法政大学院進学特別プログラム)と法科大学院進学特別プログラム(2020年度から法曹コース)を実施し、進学実績が始めている。</p>	<p>6-8-B-01 (03)Equip MIRAIプロジェクト、法科大学院進学特別プログラム履修者数、卒業後の進路(法学部 2016-2020年度)</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-8-Aについて、法学部が目標に掲げた専門的知識の習得や能力が培われた成果を現すものとして、卒業後、国家公務員・地方公務員になった者および法科大学院進学者数が挙げられる。また、国際プログラム(キャンパス・アジア、キャンパス・アセアン、比較法政演習(PSI))の履修を通じて、アジア・ASEAN 諸国の法や社会を理解し、国際性と自主的な思考力を身につけ、国際的に活躍できる人材を育成している。卒業後、大学院へ進学して更に研究を進める学生もあり、国際社会科学プログラム(G30)の学生は大学院進学の高比率が高い。</p> <p>・活動取組6-8-Bについて、2016年度から、大学院進学を目指す学生を対象としたEquip MIRAIプロジェクト(綜合法政大学院進学特別プログラム)と法科大学院進学特別プログラム(2020年度から法曹コース)を実施し、進学実績が始めている。</p> <p>Equip MIRAIプロジェクト： 2016年度受講者数10名、 2017年度受講者数14名、大学院進学者数4名、 2018年度受講者数14名、大学院進学者数4名、 2019年度受講者数7名、大学院進学者数1名、2020年度受講者数11名、大学院進学者数1名。</p> <p>法科大学院進学特別プログラム： 2016年度受講者数33名、 2017年度受講者数30名、法科大学院進学者数10名、 2018年度受講者数24名、法科大学院進学者数7名、 2019年度受講者数18名、法科大学院進学者数5名、 2020年度受講者数40名、法科大学院進学者数6名。</p>		
【改善を要する事項】		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)DP 学部 04経済学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (04)CP 学部 04経済学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (04)CP 学部 04経済学部		再掲
	6-1-1-01 (04)DP 学部 04経済学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (04)経済学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (04)名古屋大学経済学部規程		
	6-3-1-04 (04)経済学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (04)経済学部（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】文部科学省「大学の世界展開力強化事業」などにより、シンガポール国立大学、ベトナム貿易大学との間で学生の海外派遣・受入事業を行った。また、「2019年度フライブルグ大学夏季プログラム」を実施した。</p>	<p>6-3-A-01 (04)学生の海外派遣・受入に関する資料</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」などによるシンガポール国立大学・ベトナム貿易大学との学生海外派遣・受入事業、および「2019年度フライブルグ大学夏季プログラム」はアジアで活躍する将来の国際協カリーダーの育成を目指し、外国の社会・文化について知識の習得、自主的探究力を養うための現地調査の体験ができ、優れた教育効果が達成できたと考えられる。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (04)経済学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (04)経済学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (04)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (04)経済学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とす	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (04)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (04)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (04)（経済学部経済学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	6-5-4-08 (04)チューターハンドブック		
	6-5-4-09 (04)チューター謝金の配分方針		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020			
6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman			
6-5-4-10 (04)HANDBOOK 2020Fall2021			

・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)2020年度経済学部成績分布表（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (04)議事録（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ（成績評価に関する問合せ）		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧（全学共通科目）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2（成績評価の根拠資料保存規程）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (04)名古屋大学経済学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (04)学内向け情報 名古屋大学経済学部・経済学研究科		
	6-7-3-02 (04)経済学部ハンドブック(p7)		
	6-7-3-03 (04) (p17) HANDBOOK 2020Fall- 2021 Spring Social Sciences Program School of Economics Graduate Program in Economics and Business Administ		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)令和2年度第7回学部教授会議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (04)令和2年度第13回学部教授会議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (04)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	6-8-1-02 (04)資格の取得者数が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (04)R2【経済学部】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
6-8-2-02 (04)新聞記事			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について			
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】実務家担当者による講義からなるグローバル人材育成プログラムやグローバル・ソフトインフラ基礎人材育成プログラムを実施し、企業現場での実習、東南アジアでの研修、シンガポール国立大学の学生との交流、中小企業訪問などを踏まえたグループ報告を行った。根拠資料「教育成果調査(卒業時)学部」に示すように、本学部の教育目標の一つである「基礎的分析力」が「身についた/養われた」または「どちらかといえば身についた/養われた」と答えた者はおよそ85%、もう一つの目標である「自主的探求力」については80%以上であった。また、80%以上の学生は、これら二つの能力が培われた科目は「卒業研究」を含む学部の専門教育であるとしている。	6-8-A-01 (04)教育成果調査(卒業時)学部	
	6-3-A-01 (04)学生の海外派遣・受入に関する資料	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、実務家担当者による講義からなるグローバル人材育成プログラムやグローバル・ソフトインフラ基礎人材育成プログラムを実施し、企業現場での実習、東南アジアでの研修、シンガポール国立大学の学生との交流、中小企業訪問などを踏まえたグループ報告を行った。根拠資料「教育成果調査(卒業時)学部」に示すように、本学部の教育目標の一つである「基礎的分析力」が「身についた/養われた」または「どちらかといえば身についた/養われた」と答えた者はおよそ85%、もう一つの目標である「自主的探求力」については80%以上であった。また、80%以上の学生は、これら二つの能力が培われた科目は「卒業研究」を含む学部の専門教育であるとしている。		
【改善を要する事項】		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (05)DP 学部 05情報学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (05)CP 学部 05情報学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (05)CP 学部 05情報学部		再掲
	6-1-1-01 (05)DP 学部 05情報学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (05)情報学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (05)名古屋大学情報学部規程		
	6-3-1-04 (05)情報学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (05)情報学部（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (05)情報学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (05)情報学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (04)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (05)情報学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とす	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (05)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (05)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (05)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (05)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (05)（情報学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】情報教育のために計算機を設置したSISラボ・SISスタジオ（全学教育棟）及びICE計算機室（IB電子情報館）を設けており、計算機を用いた実習・演習等に活用している（Windows100台、Mac29台）。	6-5-A-01 (05) 自主的学習環境整備状況一覧	
	6-5-A-02 (05) SISラボ・SISスタジオの説明と利用時の決まり	
【活動取組6-5-B】車椅子を利用する学生の便宜を図るため、休憩室を整備している。	6-5-B-01 (05) H29休養室整備（非公開）	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-5-Aについて、情報教育のために計算機を設置したSISラボ・SISスタジオ（全学教育棟）及びICE計算機室（IB電子情報館）を設けており、計算機を用いた実習・演習等に活用している（Windows100台、Mac29台）。 ・活動取組6-5-Bについて、車椅子を利用する学生の便宜を図るため、休憩室を整備している。 		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)R3.情報学部3回(0602)議事メモ(抜粋)(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (05)R3.情報学部3回(0602)議事メモ(抜粋)(非公表)		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-6-3-02 (05)名古屋大学情報学部における学生表彰に関する規程20210414		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)		
6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧(全学共通科目)			
・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (05)名古屋大学情報学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (05)情報学部学生便覧2021		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (05)2021年3月「情報学部・情報学研究科教授会」議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (05)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2-(05)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (05)R2【情報学部】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)DP 学部 理学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (06)CP 学部 理学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (06)CP 学部 理学部		再掲
	6-1-1-01 (06)DP 学部 理学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (06)理学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (06)名古屋大学理学部規程		
	6-3-1-04 (06)理学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (06)理学部（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (06)理学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (06)理学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (06)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (06)理学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とす	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (06)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (06)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (06)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (06)応用数理Ⅰ		
	6-5-3-04 (06)応用数理特別講義Ⅰ		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (06)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (06)（理学）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
6-5-4-08 (06)G30UG20200925 AY2020 Student Handbook(Sci)			
6-5-4-09 (06)G30UG20200925_07Specialized Fields Timetable(Sci)			

・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
6-5-4-10 (06)障害学生支援調査票_理学多元		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組6-5-A】 カフェクオンテ、カフェダビットという若手教員や院生が学部学生に勉強のアドバイスをする合同オフィスアワーがある。 カフェクオンテについては、2020年度はNUCTにサイトを設けて、その中で学修相談等を受け付けていた。対面、Zoomでも対応していた。 カフェダビットは、2020年度については、ほぼ週1のペースでオンラインで実施していた。</p>	<p>6-5-A-01_(06)2020・2021年度Cafe_Quante案内</p>		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-5-Aについて、カフェクオンテ、カフェダビットという若手教員や院生が学部学生に勉強のアドバイスをする合同オフィスアワーがある。 カフェクオンテについては、2020年度はNUCTにサイトを設けて、その中で学修相談等を受け付けていた。対面、Zoomでも対応していた。 カフェダビットは、2020年度については、ほぼ週1のペースでオンラインで実施していた。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (06)学部成績データ 2020 (教養教育院) (非公表)		
	6-6-3-02 (06)学部成績データ 2020 (理学部) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (06)教育委員会20210513議事要旨案 (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引 (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧 (全学共通科目)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (06)名古屋大学理学部規程		再掲
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (06)各学科の紹介		
	6-7-3-02 (06)理学部理学研究科多元数理科学研究科学生便覧2021		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (06)学部教授会(20210308)議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (06)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (06)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (06)R2【理学部】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (07)DP 学部 07医学科		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (07)CP 学部 07医学科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (07)CP 学部 07医学科		再掲
	6-1-1-01 (07)DP 学部 07医学科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (07)医学部医学科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (07)名古屋大学医学部規程 6-3-1-04 (07)医学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (07)医学科シラバス		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】医学科は、2021年に医学教育分野別評価を受審予定であり、現行のカリキュラムが国際基準に則しているか評価を受ける。</p>	<p>6-3-A-01 (07)医学教育分野別評価受審要項</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (07)医学科シラバス		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (07)医学科シラバス		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (07)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (07)医学科シラバス		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】3年次後期の基礎医学セミナーでの研究室実習の期間は約半年に及び、セミナーでは、学生が主体となった実験研究や海外フィールド実習などが行われ、終了後に研究発表会を行っている。</p>	<p>6-4-A-01 (07)基礎医学セミナー 2021年度シラバス</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (07)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (07)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (07)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (07)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (07)（医学部医学系研究科（鶴舞））令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】医学科では研究医志向の学生による医学部学生研究会を組織し、兼任教員4名、専任教員（助教）1名、事務補佐員1名の体制で、1年生に対し研究への参加を促す取組（ラボツアー、メディカルサイエンスカフェ、研究室配属、ベーシックミーティング）と、2年生から6年生までの研究活動を行っている学生をサポートする取組（進捗報告会、国内・海外派遣、全国リトリート）を行っている。	6-5-A-01 (07)名古屋大学医学部学生研究会HP		
【活動取組6-5-B】毎年20名以上の学生がジョーンズホプキンス大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウィーン大学（オーストリア）、フライブルク大学（ドイツ）など交流協定を締結している海外の大学において臨床実習を行っている。派遣前には若手医師が英語での医療面接法等について約10回の準備教育を行い、充実した実習が行える体制を整備している。また、一方で海外提携校から7-32名の外国人留学生を受け入れており、学生間の交流も奨励・推進している。	6-5-B-01 (07)協定締結と連携 - 海外大学との提携 - 国際交流 - 名古屋大学大学院医学系研究科・医学部医学科		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<ul style="list-style-type: none"> 活動取組6-5-Aについて、医学科では研究医志向の学生による医学部学生研究会を組織し、兼任教員4名、専任教員（助教）1名、事務補佐員1名の体制で、1年生に対し研究への参加を促す取組（ラボツアー、メディカルサイエンスカフェ、研究室配属、ベーシックミーティング）と、2年生から6年生までの研究活動を行っている学生をサポートする取組（進捗報告会、国内・海外派遣、全国リトリート）を行っている。 活動取組6-5-Bについて、毎年20名以上の学生がジョーンズホプキンス大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウィーン大学（オーストリア）、フライブルク大学（ドイツ）など交流協定を締結している海外の大学において臨床実習を行っている。派遣前には若手医師が英語での医療面接法等について約10回の準備教育を行い、充実した実習が行える体制を整備している。また、一方で海外提携校から7-32名の外国人留学生を受け入れており、学生間の交流も奨励・推進している。 			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧(全学共通科目)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-3】(医学部医学科) 医学部医学科では、成績評価の分布表の確認を2021年7月開催予定の名古屋大学医学部カリキュラム評価(IR)委員会で行うため、自己評価書提出時点では成績分布表および委員会での確認結果等の資料を提出することができません。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (07)名古屋大学医学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条, 第32条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (07)医学部医学科学生便覧 2021年度		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (07)200219 鶴舞教授会議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (07)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (07)2019年度114回国家試験の合否結果		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (07)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (07)R2【医学部(医)】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答×切）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (08)DP 学部 保健学科		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (08)CP 学部 保健学科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (08)CP 学部 保健学科		再掲
	6-1-1-01 (08)DP 学部 保健学科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (08)医学部保健学科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (08)名古屋大学医学部規程 6-3-1-04 (08)医学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (08)保健学科（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類	
6-3-3-01 (00)名古屋大学通則		第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
	6-3-2-04 (08)保健学科(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (08)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (08)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (08)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (08)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (08)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (08)（大幸）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
	6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
	6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01 (08)R3.5月教育FD委員会資料(抜粋)(非公表)			
	6-6-3-02 (08)R3.6月教育FD委員会資料(抜粋)(非公表)			
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-03 (08)R3第2回教育・FD議事録(案)(非公表)			
	6-6-3-04 (08)R3第3回教育・FD議事録(案)(非公表)			
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」 6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引(成績評価に関する問合せ) 6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ(成績評価に関する問合せ) 6-6-4-04 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)			
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分) 6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧(全学共通科目)			
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (08)名古屋大学医学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条, 第32条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (08)2021学生便覧		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (08)保健学専門会議・保健学科会議議事概要(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (08)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (08)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (08)R2【医学部(保)】卒業後の状況調査票 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答×切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (09)DP 学部 08工学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (09)CP 学部 08工学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (09)CP 学部 08工学部		再掲
	6-1-1-01 (09)DP 学部 08工学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (09)工学部コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (09)名古屋大学工学部規程		
	6-3-1-04 (09)工学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-07 (09)環境土木工学コース：自己点検書（概要編）		
	6-3-2-08 (09)環境土木工学コース：自己点検書（結果編）		
	6-3-2-09 (09)建築学プログラム：自己点検書（1. 概要編）0629		
	6-3-2-10 (09)建築学プログラム：自己点検書（2. 自己点検結果編）0629		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (09)シラバスデータ学部		
	6-3-2-05 (09)シラバスデータG30学部		
	6-3-2-06 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-11 (09)H30春学期工学部授業アンケート結果		
	6-3-2-12 (09)H30秋学期工学部授業アンケート結果		
6-3-2-13 (09)R01春学期工学部授業アンケート結果			
6-3-2-14 (09)R01秋学期工学部授業アンケート結果			
6-3-2-15 (09)R02春学期工学部授業アンケート結果			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	

<p>[分析項目6-3-4]</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】授業アンケートの集計結果の検証。部局共通項目で実施をしている授業アンケートの集計結果を部局教務委員会で確認し、講義水準や学生の理解度について検証を実施している。</p> <p>【活動取組6-3-B】(3+3+3型教育システム)の導入により、基礎力、応用力、創造力・総合力が段階的に涵養されるよう配慮している。</p>	<p>6-3-2-11 (09)H30春学期工学部授業アンケート結果</p> <p>6-3-2-12 (09)H30秋学期工学部授業アンケート結果</p> <p>6-3-2-13 (09)R01春学期工学部授業アンケート結果</p> <p>6-3-2-14 (09)R01秋学期工学部授業アンケート結果</p> <p>6-3-2-15 (09)R02春学期工学部授業アンケート結果</p> <p>6-3-A-01 (09)第188回教務委員会(令和3年4月)議事メモ抜粋</p> <p>6-2-1-01 (09)CP_学部_08工学部</p> <p>6-3-B-01 (09)工学の3+3+3型教育システム</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、授業アンケートの集計結果の検証。部局共通項目で実施をしている授業アンケートの集計結果を部局教務委員会で確認し、講義水準や学生の理解度について検証を実施している。</p> <p>・活動取組6-3-Bについて、(3+3+3型教育システム)の導入により、基礎力、応用力、創造力・総合力が段階的に涵養されるよう配慮している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-04 (09)シラバスデータ学部		再掲
	6-3-2-05 (09)シラバスデータG30学部		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-04 (09)シラバスデータ学部		再掲
	6-3-2-05 (09)シラバスデータG30学部		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (09)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		再掲
	6-3-2-04 (09)シラバスデータ学部		再掲
	6-3-2-05 (09)シラバスデータG30学部		再掲
	・CAP制に関する規定		

<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p>		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】イノベーションマインドを涵養する授業形態として、講義形態とチームワーク・プロジェクトベースラーニングとして学内では「イノベーション体験プロジェクト」学外では「研究インターンシップ」を実施している。</p>	<p>6-5-3-05 (09)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項</p>		
	<p>6-4-A-01 (09)2020年度イノベーション体験プロジェクト実施報告書</p>		
	<p>6-4-A-02 (09)研究インターンシップ</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・活動取組6-4-Aについて、イノベーションマインドを涵養する授業形態として、講義形態とチームワーク・プロジェクトベースラーニングとして学内では「イノベーション体験プロジェクト」学外では「研究インターンシップ」を実施している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (09)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (09)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (09)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (09)「工学概論第1」シラバス		
	6-5-3-04 (09)「工学倫理」シラバス		
6-5-3-05 (09)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項			再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (09)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (09)（工学部・工学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
	6-5-4-08 (09)チューター制度 名古屋大学 工学研究科 国際交流室		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020			
6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman			

6-5-4-09 (09)留学生に対する外国語による情報提供		
・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。	6-5-A-01 (09)専攻図書室		
	6-5-A-02 (09)ポケットwifi貸与		
	6-5-A-03 (09)2020年度アクセスポイント新設箇所一覧		
【活動取組6-5-B】創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。	6-5-B-01 (09)創造工学センターものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
	6-5-B-02 (09)創造工学センター高大連携ものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
【活動取組6-5-C】大学院生対象のイノベーション体験プロジェクトを学部4年生も受講可能としている。企業の方にDP（ダイレクティングプロフェッサー）としてメンタリングを実施していただき、学部学生も参加している。	6-5-3-05 (09)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項		再掲
【活動取組6-5-D】留学生を対象にしてチューターを配置し、渡日から日が浅い留学生の学習を支援している。工学研究科では国際交流室を設置して、日本人学生への英文ライティング指導、留学支援など国際交流に関する支援を実施している。	6-5-4-08 (09)チューター制度 名古屋大学 工学研究科 国際交流室		再掲
	6-5-D-01 (09)工学国際交流室の紹介		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。 ・活動取組6-5-Bについて、創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。 ・活動取組6-5-Cについて、大学院生対象のイノベーション体験プロジェクトを学部4年生も受講可能としている。企業の方にDP（ダイレクティングプロフェッサー）としてメンタリングを実施していただき、学部学生も参加している。 ・活動取組6-5-Dについて、留学生を対象にしてチューターを配置し、渡日から日が浅い留学生の学習を支援している。工学研究科では国際交流室を設置して、日本人学生への英文ライティング指導、留学支援など国際交流に関する支援を実施している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (09)成績分布 令和3年6月23日工学部教務委員会議事録抜粋及び資料 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (09)成績分布 令和3年6月23日工学部教務委員会議事録抜粋及び資料 (非公表)		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	6-6-3-02 (09)工学部学生便覧抜粋 成績評価及びGPA制度		
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引 (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ (成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧 (全学共通科目)		
・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			
6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-6-A】 工学部・工学研究科では、教務委員会において成績評価基準が学位授与基準から則しているかの確認を行い、懸念点の見られる講義については、授業担当教員に事情確認を行うなど、客観性と厳格性のある成績評価となるよう組織的に取り組んでいる。2020年度春学期に、11件の成績疑義申し立てを受け付け、そのすべてにおいて疑義は解消されている。	6-6-A-01 (09)学部専門教育・大学院教育の公正な成績評価に関するアセスメント実施結果報告		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧(全学共通科目)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-6-Aについて、工学部・工学研究科では、教務委員会において成績評価基準が学位授与基準から則しているかの確認を行い、懸念点の見られる講義については、授業担当教員に事情確認を行うなど、客観性と厳格性のある成績評価となるよう組織的に取り組んでいる。2020年度春学期に、11件の成績疑義申し立てを受け付け、そのすべてにおいて疑義は解消されている。			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (09)名古屋大学工学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条, 第32条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (09)SYLLABUS2021工学部卒業要件p.9~		
	6-7-3-02 (09)工学部ウェブサイト卒業要件		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (09)2020年9月16日専攻長・学科長会議議事録抜粋 卒業認定(非公表)		
	6-7-4-02 (09)2021年3月10日専攻長・学科長会議議事録抜粋 卒業認定(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-7-A】卒業・修了の判定については、専攻長・学科長会議での審議に先立ち、各学科・専攻ごとの教室会議で十分審査したうえでやっている。	6-7-A-01 (09)教室会議	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
・活動取組6-7-Aについて、卒業・修了の判定については、専攻長・学科長会議での審議に先立ち、各学科・専攻ごとの教室会議で十分審査したうえでやっている。		
【改善を要する事項】		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (09)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (09)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (09)R2【工学部】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (09)第18回キャンパスベンチャーグランプリ中部		
6-8-2-03 (09)Aichi-Startupビジネスプランコンテスト			
6-8-2-04 (09)ビジネスプランコンテスト2020 Tongali（とんがり）プロジェクト			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。	
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
【活動取組6-8-A】学生の学修意欲向上を目的として、2019年度に工学部長顕彰を設立し、学業成績が特に優秀で、修学意欲に富み、自律的な学習を進めており、その姿勢・成果が模範となる優秀な学生を選出して毎年表彰している。	6-8-A-01 (09)名古屋大学工学部長表彰実施要項
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす	
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、学生の学修意欲向上を目的として、2019年度に工学部長顕彰を設立し、学業成績が特に優秀で、修学意欲に富み、自律的な学習を進めており、その姿勢・成果が模範となる優秀な学生を選出して毎年表彰している。	
【改善を要する事項】	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (10)DP 学部 農学部		
	6-1-1-02 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (10)CP 学部 農学部		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-2-1-01 (10)CP 学部 農学部		再掲
	6-1-1-01 (10)DP 学部 農学部		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (10)09農学部カリキュラムツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (10)名古屋大学農学部規程		
	6-3-1-04 (10)農学部規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)教養教育院（基礎セミナー）（非公表）		
	6-3-2-02 (00)教養教育院（基礎セミナー以外）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期		
	6-3-2-04 (10)農学部（非公表）		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第21条, 第23条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (10)農学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (10)農学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (10)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)教養教育院(基礎セミナー)(非公表) 6-3-2-02 (00)教養教育院(基礎セミナー以外)(非公表) 6-3-2-03 (00)教養教育院G30 春学期 6-3-2-04 (10)農学部(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とす	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		

るものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】農学部環境生物科学科では、タイ王国・カセサート大学農学部および獣医学部、およびカンボジア王国・王立農業大学と共同で国際実施研修を例年行い、日本の学生（3年生）が実際に現地で農業事情を学び、また、タイやカンボジアの学生が日本で農業を学ぶ機会を設けている。令和2年度においては、COVID-19の影響によりカセサート大学との間でのみオンライン交流プログラムを実施し、そこで立案されたフィールド調査をそれぞれの国内で行なった。同プログラムにより参加校の交流を深めると共に、参加学生の国際感覚を磨くことに成功している。また、国内実地研修として、農業に関連する公的機関などでのインターンシップを例年実施しており、学生に対し現場における貴重な学びの機会を提供している。令和2年度においても愛知県農業総合試験場などに学生計24名を派遣した。なお、これら国際・国内実地研修については単位認定がなされている。</p>	<p>6-5-3-03 (10) さくらサイエンスプログラム2020年度活動レポート</p>		
	<p>6-5-3-04 (10) さくらサイエンスプログラム2020報告</p>		
	<p>6-5-3-05 (10) 環境生物科学科国内実地研修 説明資料</p>		
	<p>6-5-3-06 (10) 環境生物科学科国内実地研修資料 愛知県農業総合試験場</p>		
	<p>6-5-3-07 (10) 環境生物科学科国内実地研修資料 JAあいち経済連</p>		
	<p>6-5-3-08 (10) 環境生物科学科国内実地研修資料 東栄町</p>		
	<p>6-5-3-09 (10) 環境生物科学科国内実地研修事後報告会</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-4-Aについて、農学部環境生物科学科では、タイ王国・カセサート大学農学部および獣医学部、およびカンボジア王国・王立農業大学と共同で国際実施研修を例年行い、日本の学生（3年生）が実際に現地で農業事情を学び、また、タイやカンボジアの学生が日本で農業を学ぶ機会を設けている。令和2年度においては、COVID-19の影響によりカセサート大学との間でのみオンライン交流プログラムを実施し、そこで立案されたフィールド調査をそれぞれの国内で行なった。同プログラムにより参加校の交流を深めると共に、参加学生の国際感覚を磨くことに成功している。また、国内実地研修として、農業に関連する公的機関などでのインターンシップを例年実施しており、学生に対し現場における貴重な学びの機会を提供している。令和2年度においても愛知県農業総合試験場などに学生計24名を派遣した。なお、これら国際・国内実地研修については単位認定がなされている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (10)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (10)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)Zoomによる問合せ窓口開設状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (10)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (10)さくらサイエンスプログラム2020年度活動レポート		再掲
	6-5-3-04 (10)さくらサイエンスプログラム2020報告		再掲
	6-5-3-05 (10)環境生物科学科国内実地研修_説明資料		再掲
	6-5-3-06 (10)環境生物科学科国内実地研修資料_愛知県農業総合試験場		再掲
	6-5-3-07 (10)環境生物科学科国内実地研修資料_JAあいち経済連		再掲
6-5-3-08 (10)環境生物科学科国内実地研修資料_東栄町		再掲	
6-5-3-09 (10)環境生物科学科国内実地研修事後報告会		再掲	
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (10)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (10)（農学部・生命農学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所			

6-5-4-04 (00)国際プログラム群時間割 Fall2020		
6-5-4-05 (00)国際プログラム群シラバス Fall2020		
6-5-4-06 (00)国際プログラム群履修手続に関する注意事項- 2020 Fall Freshman		
6-5-4-08 (10)2021.04-2021.09 農学G30専門科目時間割 学生に配るときは英語名に変えること		
・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障害のある学生に対する修学支援内容		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-09 (10)令和2年度活動報告 抜粋		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】 農学部・生命農学研究科としての独自の取り組みとして、臨床心理士の資格を持つ博士後期課程の大学院生を雇用し、部局内に学生相談室を週1日開設して学生への対応を行なった。令和2年度は、感染症対策のために閉鎖した期間を除いて開設回数は計39回におよび、メンタルヘルスや進路に関する悩みなど問題を抱えた学生のすくい上げた。	6-5-4-09 (10) 令和2年度活動報告 抜粋	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、農学部・生命農学研究科としての独自の取り組みとして、臨床心理士の資格を持つ博士後期課程の大学院生を雇用し、部局内に学生相談室を週1日開設して学生への対応を行なった。令和2年度は、感染症対策のために閉鎖した期間を除いて開設回数は計39回におよび、メンタルヘルスや進路に関する悩みなど問題を抱えた学生のすくい上げた。		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (10)資料1 成績分布(学部) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (10)教務委員会(メール会議)議事録(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)全学教育科目履修の手引(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-03 (00)教養教育院ホームページ(成績評価に関する問合せ)		
	6-6-4-04 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-05 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)		
	6-6-4-06 (00)2020年度春学期成績疑義内容一覧(全学共通科目)		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (10)名古屋大学農学部規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (10)2021学生便覧【完成版】卒業要件p.6-7		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (10)学部教授会議事録2021.3.12（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (10)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (10)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (10)R2【農学部】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2019年度学部卒業時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (11)DP_MC_01人文学研究科		
	6-1-1-02 (11)DP_DC_01人文学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (11)CP_DC_01人文学研究科		
	6-2-1-02 (11)CP_MC_01人文学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (11)CP_DC_01人文学研究科		再掲
	6-2-1-02 (11)CP_MC_01人文学研究科		再掲
	6-1-1-01 (11)DP_MC_01人文学研究科		再掲
	6-1-1-02 (11)DP_DC_01人文学研究科		再掲
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (11)人文学研究科研究科教育課程概念図等		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (11)名古屋大学大学院人文学研究科規程		
	6-3-1-04 (11)人文学研究科規程別表		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (11)文学部・人文学研究科（非公表）		
6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて			
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (11)人文学研究科博士前期課程指導要綱（20170419教授会承認）		
	6-3-4-04 (11)人文学研究科博士後期課程指導要綱（20170419教授会承認）		
	6-3-4-05 (11)人文学研究科博士前期課程英語高度専門職業人学位プログラム指導要綱（20170407教授会承認）		
	6-3-4-06 (11)人文学研究科博士前期課程における修了要件および研究指導について（2019年度学生便覧より）		
	6-3-4-07 (11)人文学研究科博士後期課程における修了要件および研究指導について（2019年度学生便覧より）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-08 (11)研究指導について博士課程前・後期		

6-3-4-09 (11)2021春 人文学MC研究指導報告書—原本		
6-3-4-10 (11)2021春 人文学DC研究指導報告書—原本		
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-11 (11)大学院生研究支援事業実施状況 (2020年度)		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-12 (11)人文学研究科における研究倫理規程		
6-3-4-13 (11)人間を対象とする調査・実験に関する研究倫理審査内規		
6-3-4-14 (11)研究倫理に関する指導が確認できる資料 (2020年度)		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
6-3-4-15 (11) (文学部・人文学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>6-3-4-16 (11)人文学研究科 TA実施要項 (2020年度)</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】社会的ニーズの高い「文化動態学」「映像学」の新設、前期課程の「多文化共生学位プログラム」「英語高度職業人学位プログラム」の設置、さらに、英語による授業の履修のみで修了できるG30国際プログラム「「アジアの中の日本文化」プログラム」「言語学・文化研究プログラム」の設置（平成29年度組織再編）</p> <p>【活動取組6-3-B】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。</p>	<p>6-3-1-01 (11)人文学研究科研究科教育課程概念図等</p> <p>6-3-1-04 (11)人文学研究科規程別表</p> <p>6-3-B-01 (11)TMI卓越大学院プログラムホームページ</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (11)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (11)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (11)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (11)文学部・人文学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (11)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (11)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-15 (11)（文学部・人文学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	6-5-4-03 (11)人文学研究科 留学生支援状況（チューター採用および論文ネイティブチェック事業実績一覧）（2019年度に追記）		
	6-5-4-04 (11)Guidance for Intl student tutors AY2020 Fall		
	6-5-4-05 (11)【Updated】2020秋ネイティブチェック説明書 Theses Proofreading Guidelines		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-06 (11)留学生に対する外国語による情報提供2021年度5月現在		
6-5-4-07 (11)留学生に対する学習支援事業2020年度実績			
6-5-4-08 (11)文学部・人文学研究科 留学生 日本語添削室2021年1月（人文学研究科）			
6-5-4-09 (11)文学部・人文学研究科 留学生就活セミナー20200908			

6-5-4-10 (11)文学部・人文学研究科 留学生向け面接話し方セミナー20201028		
6-5-4-11 (11)文学部・人文学研究科 留学生向け就活セミナー20210316		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-03 (11)人文学研究科 留学生支援状況（チューター採用および論文ネイティブチェック事業実績一覧）（2019年度に追記）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (11)資料2-1 (文・抜粋)【参考】20190416教育分科会 成績評価に関するアセスメント実施結果報告資料一式 (非公表)		
	6-6-3-02 (11)資料2-3 大学院cross集計 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (11)2021第3回教務委員会議事メモ (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	6-6-3-04 (11)GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (11)名古屋大学大学院人文学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (11)人文学研究科 2021年度学生便覧(修了要件 6.130-132頁)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (11)210303教授会議事概要(人文)(非公表)		
	6-7-4-02 (11)R3.3.10 教授会議事概要(人文)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-03 (11)学位論文に係る評価基準、審査手続き等 名古屋大学学位規程(2019年度学生便覧より)		
	6-7-4-04 (11)修士学位論文に係る評価基準、審査手続き等 人文学研究科博士前期課程における修了要件および研究指導について(2019年度学生便覧より)		
	6-7-4-05 (11)修士学位論文に係る評価の基準、審査手続き等 人文学研究科博士前期課程英語高度専門職業人学位プログラム指導要綱(20170407教授会承認)		
6-7-4-06 (11)博士学位論文に係る評価基準、審査手続き等 人文学研究科博士後期課程における修了要件および研究指導について(2019年度学生便覧より)			

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-07 (11)学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 名古屋大学大学院人文学研究科学位（修士）審査内規（2019年度学生便覧より）		
	6-7-4-08 (11)学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 名古屋大学大学院人文学研究科学位（課程博士）審査内規（2019年度学生便覧より）		
	6-7-4-09 (11)学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 名古屋大学大学院人文学研究科学位（論文博士）審査内規（2019年度学生便覧より）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-10 (11) (人文) 2021.3月修了判定表等資料（非公表）		
	6-7-4-11 (11)2020年9月修論データ（非公表）		
	6-7-4-12 (11)2020博士学位授与者一覧（人文・文研・国言）（非公表）		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (11)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	6-8-1-02 (11)人文学研究科 英語高度専門職業人学位プログラム「英語能力基準」 および到達資格取得状況（件数）		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (11)論文の採択・受賞状況		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (11)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-01 (11)R2【人文学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (11)R2【人文学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-03 (11)卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答×切）		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】大学院生による学会発表数・論文発表数は高水準である。前期課程・後期課程とも1年次学生のみであった平成29年度の7件、52件に対し、平成30年度は46件、144件と飛躍的に増大した。在籍者が倍増したことを勘案しても高水準である。令和元年度は80件、104件、令和2年度は75件、97件とひきつづき高水準を保っている。	6-8-1-03 (11)論文の採択・受賞状況	再掲
【活動取組6-8-B】日本学術振興会特別研究員の採用も一定の水準を保っている。平成29年度18名〔DC14名、PD4名〕、平成30年度12名〔DC8名、PD4名〕、令和元年度13名〔DC9名、PD4名〕、令和2年度10名〔DC10名、PD0名〕、令和3年度20名〔DC15名、PD5名〕が採用されている。	6-8-B-01 (11)人文学研究科 日本学術振興会特別研究員 (2017-2021年度)	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (12)DP_MC 教育発達科学研究科		
	6-1-1-02 (12)DP_DC 教育発達科学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (12)CP MC 教育発達科学研究科		
	6-2-1-02 (12)CP DC 教育発達科学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (12)CP MC 教育発達科学研究科		再掲
	6-2-1-02 (12)CP DC 教育発達科学研究科		再掲
	6-1-1-01 (12)DP MC 教育発達科学研究科		再掲
	6-1-1-02 (12)DP DC 教育発達科学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (12)教育発達科学研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (12)名古屋大学大学院教育発達科学研究科規程		
	6-3-1-04 (12)教育発達科学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (12)教育発達科学研究科（非公表）		
	6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (12)教育発達科学研究科の博士後期課程における研究指導及び単位等の認定並びに論文の提出に関する内規（平成29年4月1日最終改正）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (12)学位論文作成・指導計画プログラム		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (12)(様式1) 2019年度国際学会等派遣事業申請書		
6-3-4-06 (12)2019国際学会等派遣事業募集揭示文書			
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-07 (12)「学修案内」研究倫理審査について		
6-3-4-08 (12)学生便覧 研究に関する倫理基準		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>6-3-4-09 (12) (教育発達科学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (12)教育発達科学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (12)教育発達科学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (12)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (12)教育発達科学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (12)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (12)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (12)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (12)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-09 (12)（教育発達科学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (12)Online Registration Manual English Version 英語ver学生向けマニュアル_20200617		
	6-5-4-04 (12)The courses registration for this Fall Semester 2021		
	6-5-4-05 (12)2020年度ネイティブチェック説明書		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所			
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表			
	6-6-3-01 (12)大学院成績データ 2020 (教育発達科学研究科) (非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	6-6-3-02 (12)執行部会議事録 (非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料				
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料			
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」			
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)			
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)			
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (12)名古屋大学大学院教育発達科学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (12)2021年度学生便覧(教育)大学院学生の履修等について(21頁)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (12)学位に関する教授会での審議状況を示す資料(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (12)教育発達科学研究科学学位(課程博士)審査内規(平成28年4月1日最終改正)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (12)教育発達科学研究科学学位(課程博士)審査内規(平成28年4月1日最終改正)		再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			

	6-7-4-03 (12)学位の教授会での審議状況を示す資料 (修士学位審査委員会報告書 (心理発達科学専攻))		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (12)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）			
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況			
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (12)日本テスト学会2020年度論文賞受賞			
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (12)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）			
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (12)R2【教育発達科学研究科・前期】卒業後の状況調査票 6-8-2-02 (12)R2【教育発達科学研究科・後期】卒業後の状況調査票			
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）			
	[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画 6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告 6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について 6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針 6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
	[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
	[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】 卒業生の上長を対象に調査を実施し、本学教育課程で身に着けた知識・技能の評価を確認	6-8-A-01 (12)修了アンケート(大学院) 20200303	
	6-8-A-02 (12)卒業生上長アンケート(大学院) 200526	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、卒業生の上長を対象に調査を実施し、本学教育課程で身に着けた知識・技能の評価を確認している。		
【改善を要する事項】		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (13)DP MC 法学研究科		
	6-1-1-02 (13)DP DC 法学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (13)CP MC 法学研究科		
	6-2-1-02 (13)CP DC 法学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (13)CP MC 法学研究科		再掲
	6-2-1-02 (13)CP DC 法学研究科		再掲
	6-1-1-01 (13)DP MC 法学研究科		再掲
	6-1-1-02 (13)DP DC 法学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (13)法学研究科コースツリー（総合法政専攻）		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (13)名古屋大学大学院法学研究科規程		
	6-3-1-04 (13)法学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (13)法学研究科MC（非公表）		
	6-3-2-03 (13)法学研究科DC（非公表）		
	6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-05 (13)自己点検・評価報告書『名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（2013年4月～2018年3月）』		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (13)研究指導、学位論文指導体制「学生便覧（2021年度）」		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-03 (13)研究指導、学位論文指導体制「学生便覧（2021年度）」		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (13)法学研究科総合法政専攻在籍学生 学会発表実績2020年度		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-05 (13) 総合法政専攻のコピーカード配布と研究倫理教育e-learningの受講について		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00) 名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00) 名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
6-3-4-06 (13) (法学研究科総合法政専攻) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】2012～2017年度に実施した博士課程教育リーディングプログラム「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」の成果を2018年度以降、国際法政コースの「リーディング大学院プログラム」制度として整備した。</p>	<p>6-3-A-01 (13)リーディング大学院プログラム修了認定について(概要)(法学研究科総合法政専攻 2020年度)</p>		
<p>【活動取組6-3-B】2014年度から、国際法政コースの博士後期課程に、アジア諸国の政府職員や法曹実務家を対象としたアジアサテライトキャンパス学院を開設、2019年度までの受入学生数は16名)、既に4名が博士学位を取得している。</p>	<p>6-3-B-01 (13)アジアサテライトキャンパス学院 年度別在籍者数、修了者数一覧(法学研究科総合法政専攻 2014-2020年度)</p>		
<p>【活動取組6-3-C】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。</p>	<p>6-3-C-01 (13)TMI卓越大学院プログラムホームページ</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・活動取組6-3-Aについて、2012～2017年度に実施した博士課程教育リーディングプログラム「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」終了後、その成果を法学研究科の教育研究の中に定着発展させることを目的として、2018年度以降、国際法政コースの「リーディング大学院プログラム」制度として整備し、共同研究を組織運営できる能力、海外で専門的な研究発表や質疑応答ができる能力、英語で質の高い論文や調査報告書をまとめる能力、国際的な人脈を形成する能力、海外で専門的なインターンシップに従事する能力、国際的な舞台でリーダーシップを発揮する能力を得るための機会を提供している。</p> <p>・活動取組6-3-Bについて、2014年度から、国際法政コースの博士後期課程に、アジア諸国の政府職員や法曹実務家を対象に、彼らが現職を維持したまま自国で働きながら研究することのできるアジアサテライトキャンパス学院を開設し、2020年度までの受入学生数は16名)、既に4名が博士学位を取得している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (13)法学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (13)法学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (13)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (13)法学研究科MC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (13)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (13)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (13)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (13)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (13)チューターのためのガイダンス Guidance for Intl student tutors		
	6-3-4-06 (13)（法学研究科総合法政専攻）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (13)HANDBOOK GSL2020		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

6-5-4-05 (13)論文校閲利用学生数 2021年3月 (法学研究科綜合法政専攻2020年度)		
6-5-4-06 (13)2020年度 法学部・大学院綜合法政専攻 チューター利用実績		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】民主化、市場経済体制へと移行するアジア諸国の法律・政治制度に関する法整備支援活動の一環として、これらの国々からの留学生を多数受け入れ、英語による教育を提供してきている。また、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、カンボジアに日本法教育研究センターを開設し、日本語による日本法教育を通じた人材養成を行っている。	6-5-A-01 (13)国別留学生数一覧（法学研究科総合法政専攻 2016-2020年度）		
【活動取組6-5-B】アジアサテライトキャンパス学院では、自国で在職しながら博士号を取得できるプログラムを提供している（対象国：ベトナム、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン）。	6-3-B-01 (13)アジアサテライトキャンパス学院 年度別在籍者数、修了者数一覧（法学研究科総合法政専攻 2014-2020年度）		再掲
【活動取組6-5-C】日本人学生に対しては、リーディング大学院プログラム、キャンパス・アジア、キャンパス・アセアンなどのプログラムによる国際交流、海外研修等の場を提供し、国際性を涵養する機会を設けている。その他、「比較法政演習（PSI）」では、日本人学生と留学生とが互いの国について学ぶ機会が設けられている。	6-3-1-01 (13)法学研究科コースツリー（総合法政専攻）		再掲
	6-3-2-02 (13)法学研究科MC（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (13)法学研究科DC（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、民主化、市場経済体制へと移行するアジア諸国の法律・政治制度に関する法整備支援活動の一環として、これらの国々からの留学生を多数受け入れ、英語による教育を提供してきている。また、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、カンボジアに日本法教育研究センターを開し、日本語による日本法教育を通じた人材養成を行っている。 ・活動取組6-5-Bについて、アジアサテライトキャンパス学院では、自国で在職しながら博士号を取得できるプログラムを提供している（対象国：ベトナム、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン）。 ・活動取組6-5-Cについて、日本人学生に対しては、リーディング大学院プログラム、キャンパス・アジア、キャンパス・アセアンなどのプログラムによる国際交流、海外研修等の場を提供し、国際性を涵養する機会を設けている。その他、「比較法政演習（PSI）」では、日本人学生と留学生とが互いの国について学ぶ機会が設けられている。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (13)2020年度法学部・総合法政・法科大学院成績分布確認資料（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (13)2020年度学部・大学院・法科大学院成績分布分析について（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2)（成績評価の根拠資料保存規程）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (13)名古屋大学大学院法学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (13)2021法学研究科総合法政専攻学生便覧p.3-9 p.53-56		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (13)2020年度第12回(3月10日)教授会議事録(抜粋)(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (13)学位論文に係る評価基準、審査手続き		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (13)学位論文に係る評価基準、審査手続き		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
6-7-4-03 (13)2020年度論文一覧(非公表)			

<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
--	---	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (13)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (13)法学研究科総合法政専攻 学生受賞一覧(2015年度～)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (13)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (13)R2【法学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (13)R2【法学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-03 (13)法学部・法学研究科総合法政専攻・法学研究科実務法曹養成専攻 卒業(修了)後の活躍状況		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
	6-8-4-02 (13)卒業生の声『法と政治を学ぶ2017』		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答×切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：法科大学院認証評価 (大学改革支援・学位授与機構)

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-3-A】実務法曹の養成が主たる目的であるが、研究者を目指す学生に対して「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を開講し、論文の執筆方法の指導を含む研究指導を実施している。	6-3-A-01 (14)テーマ研究Ⅰ・Ⅱについて(法学研究科実務法曹養成専攻 2020年度)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-3-Aについて、法学研究科実務法曹養成専攻は、実務法曹の養成を主たる目的としているが、研究者を目指す学生に対して「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を開講し、論文の執筆方法の指導を含む研究指導を実施している。また、TAの制度を活用して教育指導能力の向上に取り組んでいる。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-4-A】ICT 技術を利用した教育ツールを活用し、学生の予習・復習を支援しつつ、それらを基礎として、対話や討論を通じた双方向的、多方向的な授業を行っている。また、「ローライブラリー」を通じて必要な判例・裁判例や関連文献を確認できるほか、択一演習等も行える。「模擬裁判」では、法廷教室における収録システムを活用した授業も行われている。	6-4-A-01 (14)新しい教育ツールの利用と双方向・多方向の授業 (法学研究科実務法曹養成専攻 2020年度)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・活動取組6-4-Aについて、ICT 技術を利用した教育ツールを活用し、学生の予習・復習を支援しつつ、それらを基礎として、対話や討論を通じた双方向的、多方向的な授業を行っている。例えば、「お助け君ノート」システムは、法律基本科目(演習科目を除く)について、毎回の授業を録画し、学生が授業後にその録画を視聴できる学習支援システムであり、事後の学習の効果を上げている。参考資料の提示や予習の指示等は基本的にシラバス上で行われ、課題の出題や提出もシラバスを通じて行われている。また、「ローライブラリー」を通じて必要な判例・裁判例や関連文献を確認できるほか、択一演習等も行える。「模擬裁判」では、法廷教室における収録システムを活用した授業も行われている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (14)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (14)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (15)DP_MC 経済学研究科		
	6-1-1-02 (15)DP_DC 経済学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (15)CP MC 経済学研究科		
	6-2-1-02 (15)CP DC 経済学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (15)CP MC 経済学研究科		再掲
	6-2-1-02 (15)CP DC 経済学研究科		再掲
	6-1-1-01 (15)DP MC 経済学研究科		再掲
	6-1-1-02 (15)DP DC 経済学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (15)経済学研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (15)名古屋大学大学院経済学研究科規程		
	6-3-1-04 (15)経済学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (15)経済学研究科（非公表）		
	6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-1-03 (15)名古屋大学大学院経済学研究科規程		再掲
	6-3-4-03 (15)博士課程（後期課程）における研究指導と課程博士論文の審査に関する申合せ		
	6-3-4-04 (15)経済学研究科博士課程（後期課程）進学・編入学及び修士論文の審査に関する申合せ		
	6-3-4-05 (15)経済学研究科経済・ビジネス国際プログラムにおける経済学研究科博士課程（後期課程）進学及び修士論文の審査に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-06 (15)研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

6-3-4-07 (15) 国内外の学会参加		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-08 (15) 名古屋大学大学院経済学研究科における研究に関する倫理規準		
・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00) 名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00) 名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
6-3-4-09 (15) 名古屋大学大学院経済学研究科ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-10 (15) TA募集要項		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>6-3-4-11 (15) (経済学部経済学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組6-3-A】2003年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され現在も継続する「実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム」では、実世界データ解析能力を持つ次世代のリーダー育成に努め、6年間の事後評価で「S」を得た。</p>	<p>6-3-A-01 (15) 実世界データ循環学ホームページ</p>	
<p>【活動取組6-3-B】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。</p>	<p>6-3-B-01 (15) TMI卓越大学院プログラムホームページ</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (15)経済学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (15)経済学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (15)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (15)経済学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (15)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (15)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (15)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (15)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (15)チューターハンドブック		
	6-5-4-04 (15)チューター謝金の配分方針		
	6-3-4-11 (15)（経済学部経済学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (15)HANDBOOK 2020Fall 2021		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (15)2020年度経済学部成績分布表（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (15)議事録（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2（成績評価の根拠資料保存規程）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (15)名古屋大学大学院経済学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (15)学内向け情報 名古屋大学経済学部・経済学研究科		
	6-7-3-02 (15)経済学研究科ハンドブック(p7)		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-7-3-03 (15) (p23)HANDBOOK 2020Fall- 2021		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (15)令和2年度第7回研究科教授会議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (15)令和2年度第13回研究科教授会議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-03 (15)博士論文審査内規		
	6-7-4-04 (15)博士論文審査内規施行細則		
	6-7-4-05 (15)博士課程（後期課程）における研究指導と課程博士論文の審査に関する申合せ		

	6-7-4-06 (15) 経済学研究科における博士学位論文の剽窃チェックの方法に関する申合せ		
	6-7-4-07 (15) 経済学研究科博士課程（後期課程）進学・編入学及び修士論文の審査に関する申合せ		
	6-7-4-08 (15) 経済学研究科経済・ビジネス国際プログラムにおける経済学研究科博士課程（後期課程）進学及び修士論文の審査に関する申合せ		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00) 名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-03 (15) 博士論文審査内規		再掲
	6-7-4-04 (15) 博士論文審査内規施行細則		再掲
	6-7-4-05 (15) 博士課程（後期課程）における研究指導と課程博士論文の審査に関する申合せ		再掲
	6-7-4-06 (15) 経済学研究科における博士学位論文の剽窃チェックの方法に関する申合せ		再掲
	6-7-4-07 (15) 経済学研究科博士課程（後期課程）進学・編入学及び修士論文の審査に関する申合せ		再掲
	6-7-4-08 (15) 経済学研究科経済・ビジネス国際プログラムにおける経済学研究科博士課程（後期課程）進学及び修士論文の審査に関する申合せ		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-09 (15) 修士論文（非公表）		
	6-7-4-10 (15) 博士論文（非公表）		
[分析項目 6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (15)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	6-8-1-02 (15)資格の取得者数が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (15)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (15)R2【経済学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (15)R2【経済学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
	6-8-4-03 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>		
<p>〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組6-8-A】「課題設定型ワークショップ(演習)」を適宜開講し、各課題に興味をもつ大学院生が関連分野の教員と討論する方式の授業も設けられている。このような学習により、経済学・経営学の先端研究を体系的に理解できるようにしている。また、「グローバル人材研究」などの実務家科目、博士課程教育リーディングプログラムに多くの学生が履修・参加している。根拠資料「教育成果調査(卒業時)院」に示すように、本研究科の教育目標の一つである「応用能力」が「身についた/養われた」または「どちらかといえば身についた/養われた」と答えた者は90%以上、もう一つの目標である「研究能力」については95%以上であった。また、ほぼ100%の学生が、これら二つの能力が培われたのは、研究活動を含む研究科の研究・教育活動を通してであると答えている。</p>	<p>6-8-A-01 (15)教育成果調査(卒業時)院</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-8-Aについて、「課題設定型ワークショップ(演習)」を適宜開講し、各課題に興味をもつ大学院生が関連分野の教員と討論する方式の授業も設けられている。このような学習により、経済学・経営学の先端研究を体系的に理解できるようにしている。また、「グローバル人材研究」などの実務家科目、博士課程教育リーディングプログラムに多くの学生が履修・参加している。根拠資料「教育成果調査(卒業時)院」に示すように、本研究科の教育目標の一つである「応用能力」が「身についた/養われた」または「どちらかといえば身についた/養われた」と答えた者は90%以上、もう一つの目標である「研究能力」については95%以上であった。また、ほぼ100%の学生が、これら二つの能力が培われたのは、研究活動を含む研究科の研究・教育活動を通してであると答えている。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (16)DP_MC 情報学研究科		
	6-1-1-02 (16)DP_DC 情報学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (16)CP MC 情報学研究科		
	6-2-1-02 (16)CP DC 情報学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (16)CP MC 情報学研究科		再掲
	6-2-1-02 (16)CP DC 情報学研究科		再掲
	6-1-1-01 (16)DP MC 情報学研究科		再掲
	6-1-1-02 (16)DP DC 情報学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (16)情報学研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (16)名古屋大学大学院情報学研究科規程		
	6-3-1-04 (16)情報学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (16)情報学研究科MC（非公表）		
	6-3-2-03 (16)情報学研究科DC（非公表）		
	6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (16)名古屋大学大学院情報学研究科学位（課程博士）審査内規		
	6-3-4-04 (16)名古屋大学大学院情報学研究科学位（修士）の審査等に関する内規		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (16)名古屋大学大学院情報学研究科博士課程後期課程における研究指導に関する内規		
	6-3-4-06 (16)名古屋大学大学院情報学研究科学士の指導教員に関する申合せ		
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料			

6-3-4-07 (16)博士後期課程研究費助成募集要項		
6-3-4-08 (16)情報学研究科博士前期課程学生海外派遣助成に関する申合せ		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-09 (16)研究指導委託期間延長について		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-10 (16)2020年度情報学研究科新入生ガイダンス資料		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		

	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-11 (16) (情報学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】2003年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され現在も継続する「実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム」では、本研究科は中心的な役割を果たした。実世界データ解析能力を持つ次世代のリーダー育成に努め、6年間の事後評価で「S」を得た。</p>	<p>6-3-A-01 (16)実世界データ循環学ホームページ</p>		
<p>【活動取組6-3-B】医学研究科等と連携した卓越大学院プログラム「情報・生命医科学コンボリューションon グローカルアライアンス大学院」が2019年度に採択され、生命医科学ビッグデータのための人材育成を行っている。</p>	<p>6-3-B-01 (16)卓越大学院プログラムCIBoGホームページ</p>		
<p>【活動取組6-3-C】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。</p>	<p>6-3-C-01 (16)TMI卓越大学院プログラムホームページ</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、2003年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され現在も継続する「実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム」では、本研究科は中心的な役割を果たした。実世界データ解析能力を持つ次世代のリーダー育成に努め、6年間の事後評価で「S」を得た。</p> <p>・活動取組6-3-Bについて、医学研究科等と連携した卓越大学院プログラム「情報・生命医科学コンボリューションon グローカルアライアンス大学院」が2019年度に採択され、生命医科学ビッグデータのための人材育成を行っている。</p> <p>・活動取組6-3-Cについて、未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-02 (16)情報学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (16)情報学研究科DC(非公表)		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-02 (16)情報学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (16)情報学研究科DC(非公表)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (16)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	6-3-2-02 (16)情報学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (16)情報学研究科DC(非公表)		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (16)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (16)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (16)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (16)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-11 (16)（情報学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		



【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】情報教育のために計算機を設置したSISラボ・SISスタジオ（全学教育棟）及びICE計算機室（IB電子情報館）を設けており、計算機を用いた実習・演習等に活用している（Windows100台、Mac29台）。	6-5-A-01 (16) 自主的学習環境整備状況一覧	
	6-5-A-02 (16) SISラボ・SISスタジオの説明と利用時の決まり	
【活動取組6-5-B】車椅子を利用する学生の便宜を図るため、休憩室を整備している。	6-5-B-01 (16) H29休養室整備（非公開）	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-5-Aについて、情報教育のために計算機を設置したSISラボ・SISスタジオ（全学教育棟）及びICE計算機室（IB電子情報館）を設けており、計算機を用いた実習・演習等に活用している（Windows100台、Mac29台）。 ・活動取組6-5-Bについて、車椅子を利用する学生の便宜を図るため、休憩室を整備している。 		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (16)R3情報学研究科3回 (0602) 議事メモ (抜粋) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (16)R3情報学研究科3回 (0602) 議事メモ (抜粋) (非公表)		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (16)名古屋大学大学院情報学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (16)令和3年度名古屋大学大学院情報学研究科学生便覧		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (16)2020年09月「情報学部・情報学研究科教授会」議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (16)2021年3月「情報学部・情報学研究科教授会」議事録（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-03 (16)名古屋大学大学院情報学研究科学位（課程博士）審査内規		
	6-7-4-04 (16)名古屋大学大学院情報学研究科学位（修士）の審査等に関する内規		
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			

	6-7-4-05 (16) 博士学位論文 (課程博士) 申請者 9月修了 (非公表)		
	6-7-4-06 (16) 博士学位論文 (課程博士) 申請者 3月修了 (非公表)		
	6-7-4-07 (16) R2修士学位論文題目 (非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (16)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (16)大学院学生 論文・著書 (2020)		
	6-8-1-03 (16)大学院学生 受賞 (2020)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (16)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (16)R2【情報学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (16)R2【情報学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
	6-8-3-06 (16)修了時アンケート		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (17)DP_MC_06理学研究科		
	6-1-1-02 (17)DP_DC_06理学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (17)CP MC 06理学研究科		
	6-2-1-02 (17)CP DC 06理学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (17)DP MC 06理学研究科		再掲
	6-1-1-02 (17)DP DC 06理学研究科		再掲
	6-2-1-01 (17)CP MC 06理学研究科		再掲
	6-2-1-02 (17)CP DC 06理学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (17)理学研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (17)名古屋大学大学院理学研究科規程		
	6-3-1-04 (17)理学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (17)理学研究科（非公表）		
	6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-1-03 (17)名古屋大学大学院理学研究科規程		再掲
	6-3-4-03 (17)理学研究科学位(課程博士)審査内規		
	6-3-4-04 (17)理学研究科(課博・論博)審査内規施行細則H290401		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (17)DC研究指導報告書		
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料			
	6-3-4-06 (17)大学院生 学会発表2020		

・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-07 (17)ジョイント・ディグリー・プログラムMOA Edinburgh and Nagoya.FINAL.SIGNED		
6-3-4-08 (17)ジョイント・ディグリー・プログラムMOA 日本語訳		
6-3-4-09 (17)基礎生物学研究所及び分子科学研究所における教育研究の協力に関する協定書		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-10 (17)プロフェッショナル・リテラシー、公正研究セミナーの扱い		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
6-3-4-11 (17)TA配置科目		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>6-3-4-12 (17) (理学) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧) ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (17)理学研究科(非公表)		再掲 再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (17)理学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (17)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表) 6-3-2-02 (17)理学研究科(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (17)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (17)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (17)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (17)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-12 (17)（理学）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (17)留学生向け情報（英語）		
	6-5-4-04 (17)G30授業科目一覧（生命）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-05 (17)理学系学生相談室			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

6-5-4-06 (17)理学系相談室2020年度相談件数 (2021.6月報告)		
---	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (17)大学院成績データ 2020 (理学研究科) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (17)教育委員会20210513議事要旨案 (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (17)名古屋大学大学院理学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (17)理学部理学研究科多元数理科学研究科学生便覧2021		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (17)研究科委員会(20210308)議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (17)博士学位審査内規		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (17)博士学位審査内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
6-7-4-03 (17)2020年9月理学修了認定者名簿(非公表)			

	6-7-4-04 (17)2021年3月理学修了認定者名簿 (非公表)		
	6-7-4-05 (17)授与報告書 甲 (課程博士) 2020年度 (非公表)		
	6-7-4-06 (17)授与報告書 乙 (論文博士) 2020年度 (非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (17)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (17)大学院生 論文リスト2020 (非公表)		
	6-8-1-03 (17)大学院生 受賞リスト2020		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (17)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (17)R2【理学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (17)R2【理学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (18)DP_MC_07医学系研究科		
	6-1-1-02 (18)DP_DC_07医学系研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (18)CP MC 07医学系研究科		
	6-2-1-02 (18)CP DC 07医学系研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (18)CP MC 07医学系研究科		再掲
	6-2-1-02 (18)CP DC 07医学系研究科		再掲
	6-1-1-01 (18)DP MC 07医学系研究科		再掲
	6-1-1-02 (18)DP DC 07医学系研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	6-3-1-01 (18)医学系研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項 (コースツリーの確認)		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	6-3-1-03 (18)名古屋大学大学院医学系研究科規程		
	6-3-1-04 (18)医学系研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		
	6-3-2-02 (18)医学系研究科シラバス		
	6-3-2-03 (18)医学系研究科 (修士) 2021年度学生便覧		
	6-3-2-04 (18)医学系研究科 (博士) 2021年度学生便覧		
	6-3-2-05 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申合せ等)		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-1-03 (18)名古屋大学大学院医学系研究科規程		再掲
	6-3-4-03 (18)修士便覧2020(抜粋)		
	6-3-4-04 (18)博士便覧2020(抜粋)		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (18)修士便覧2020(抜粋)-2		

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

6-3-4-06 (18)博士便覧2020(抜粋)-2		
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-07 (18)機構図		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-08 (18)修士便覧2020(抜粋)-3		
6-3-4-09 (18)博士便覧2020(抜粋)-3		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-10 (18) (医学部医学系研究科 (鶴舞)) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】社会ニーズに即したプログラムとしては、文部科学省平成29年度大学教育再生戦略推進費「基礎研究医養成活性化プログラム」において、名古屋大学を中心に東海6大学で申請した「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」プログラムが採択された。これは、6大学共同で病理・法医・解剖などの研究医育成を行うプログラムで、病理診断・法医鑑定・解剖トレーニングコース、オートプシーイメージングコース他、14コースが用意されている。平成30年度より大学院生の受け入れを開始し21名が現在このコースに参加している。</p> <p>【活動取組6-3-B】2003年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され現在も継続する「実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム」では、実世界データ解析能力を持つ次世代のリーダー育成に努め、6年間の事後評価で「S」を得た。</p> <p>【活動取組6-3-C】情報学研究科等と連携した卓越大学院プログラム「情報・生命医科学コンボリューション on グローカルアライアンス大学院」が2019年度に採択され、生命医科学ビッグデータのための人材育成を行っている。</p>	<p>6-3-A-01 (18) 学生研究会パンフ 裏(外)</p>		
	<p>6-3-A-02 (18) 学生研究会パンフ 裏(内)</p>		
	<p>6-3-A-03 (18) 学生研究会プログラム修了認定者の就職状況</p>		
	<p>6-3-A-04 (18) 学生研究会令和3年度プログラム参加者数</p>		
	<p>6-3-B-01 (18) 実世界データ循環学ホームページ</p>		
	<p>6-3-C-01 (18) 卓越大学院プログラムCIBoGホームページ</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、社会ニーズに即したプログラムとしては、文部科学省平成29年度大学教育再生戦略推進費「基礎研究医養成活性化プログラム」において、名古屋大学を中心に東海6大学で申請した「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」プログラムが採択された。これは、6大学共同で病理・法医・解剖などの研究医育成を行うプログラムで、病理診断・法医鑑定・解剖トレーニングコース、オートプシーイメージングコース他、14コースが用意されている。平成30年度より大学院生の受け入れを開始し21名が現在このコースに参加している。また、平成29年4月、修士課程に「公衆衛生コース」を開設した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (18)医学系研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (18)医学系研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (18)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (18)医学系研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (18)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (18)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (18)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査 6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (18)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文） 6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-10 (18)（医学部医学系研究科（鶴舞））令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-2-03 (18)医学系研究科（修士）2021年度学生便覧		再掲
	6-3-2-04 (18)医学系研究科（博士）2021年度学生便覧		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

--	--	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (18)大学院教授会配布資料20210203(抜粋) (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (18)大学院教授会 (2021-2-3) 議事要旨 (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第33条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (18)名古屋大学大学院医学系研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第33条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第33条, 第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-3-2-03 (18)医学系研究科(修士) 2021年度学生便覧		再掲
	6-3-2-04 (18)医学系研究科(博士) 2021年度学生便覧		再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-6-3-02 (18)大学院教授会(2021-2-3)議事要旨(非公表)		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-01 (18)学位申請要領		
	6-7-4-02 (18)研究発表会(学位予備審査)に関する申し合わせ20160314-1		
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉			
・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲	
6-7-4-01 (18)学位申請要領		再掲	

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (18) 修士学位2020 (非公表)		
	6-7-4-04 (18) 博士学位2020 (非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

名古屋大学 領域6 (18医学系研究科 (医科学専攻、総合医学専攻、国際連携総合医学専攻))

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (18)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2_ (18)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (18)R2【医学系研究科・一貫】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (18)R2【医学系研究科・修士】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (19)DP_MC_保健学科		
	6-1-1-02 (19)DP_DC_保健学科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (19)CP MC 保健学科		
	6-2-1-02 (19)CP DC 保健学科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (19)CP MC 保健学科		再掲
	6-2-1-02 (19)CP DC 保健学科		再掲
	6-1-1-01 (19)DP MC 保健学科		再掲
	6-1-1-02 (19)DP DC 保健学科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (19)医学系研究科保健学専攻コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (19)名古屋大学大学院医学系研究科規程		
	6-3-1-04 (19)医学系研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (19)医学系研究科（保）（非公表）		
	6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (19)研究科規程		
	6-3-4-04 (19)学位申請までの研究指導体制		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (19)学修計画書		
	6-3-4-06 (19)研究計画書		
	6-3-4-07 (19)博士論文中間報告概要		
6-3-4-08 (19)学位論文の全体構想及び内容についての報告書			

・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-09 (19) 研究倫理に関する指導が確認できる資料(R3ガイダンス日程表 (院))		

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-10 (19) (医学部学系研究科 (保健)) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
【優れた成果が確認できる取組】			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (19)医学系研究科(保)(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (19)医学系研究科(保)(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (19)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (19)医学系研究科(保)(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (19)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (19)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (19)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (19)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-10 (19) (医学部学系研究科 (保健)) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所			
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表			
	6-6-3-01 (19)R3.5月教育FD委員会資料(抜粋)(非公表)			
	6-6-3-02 (19)R3.6月教育FD委員会資料(抜粋)(非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	6-6-3-03 (19)R3第2回教育・FD議事録(案)(非公表)			
	6-6-3-04 (19)R3第3回教育・FD議事録(案)(非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			再掲
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料			
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」			
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)			
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)			
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)				

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (19)名古屋大学大学院医学系研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (19)2021大学院学生便覧		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (19)保健学専門委員会議事概要（前期課程）（非公表）		
	6-7-4-02 (19)保健学専門委員会議事概要（後期課程）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-03 (19)前期課程論文手引き		
	6-7-4-04 (19)後期課程論文手引き		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程 6-7-4-03 (19)前期課程論文手引き		再掲 再掲

	6-7-4-04 (19)後期課程論文手引き		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (19)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (19)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (19)R2【医学系研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (19)R2【医学系研究科・前期】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (20)DP MC 工学研究科		
	6-1-1-02 (20)DP DC 工学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (20)CP MC 工学研究科		
	6-2-1-02 (20)CP DC 工学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (20)CP MC 工学研究科		再掲
	6-2-1-02 (20)CP DC 工学研究科		再掲
	6-1-1-01 (20)DP MC 工学研究科		再掲
	6-1-1-02 (20)DP DC 工学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (20)工学研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (20)名古屋大学大学院工学研究科規程		
	6-3-1-04 (20)工学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (20)シラバスデータ大学院		
	6-3-2-03 (20)シラバスデータG30大学院		
	6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-05 (20)H30春学期大学院工学研究科授業アンケート結果		
	6-3-2-06 (20)H30秋学期大学院工学研究科授業アンケート結果		
	6-3-2-07 (20)R01春学期大学院工学研究科授業アンケート結果		
	6-3-2-08 (20)R01秋学期大学院工学研究科授業アンケート結果		
6-3-2-09 (20)R02春学期大学院工学研究科授業アンケート結果			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (20)大学院生の指導教員に関する申合せ		
	6-3-1-03 (20)名古屋大学大学院工学研究科規程		再掲

・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
6-3-4-04 (20)学修計画書		
6-3-4-05 (20)博士後期課程研究指導及び単位の認定並びに論文の提出に関する内規		
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-06 (20)他の大学院等における研究指導の取扱い内規		
6-3-4-07 (20)他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合の状況		
6-3-4-08 (20)産業技術総合研究所、物質・材料研究機構との連携大学院講座		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-09 (20)「工学のセキュリティと倫理」シラバス		
6-3-4-10 (20)「盗用を回避するには」受講方法		
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
6-3-4-11 (20)IA対象科目2020		
6-3-4-12 (20)IA募集要項		
6-3-4-13 (20)博士後期課程学生の研究員制度		

	6-3-4-14 (20) 令和3年度リサーチアシスタント採用手続き (通知)		
	6-3-4-15 (20) (工学部・工学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】授業アンケートの集計結果の検証。	6-3-2-05 (20) H30春学期大学院工学研究科授業アンケート結果		再掲
	6-3-2-06 (20) H30秋学期大学院工学研究科授業アンケート結果		再掲
	6-3-2-07 (20) R01春学期大学院工学研究科授業アンケート結果		再掲
	6-3-2-08 (20) R01秋学期大学院工学研究科授業アンケート結果		再掲
	6-3-2-09 (20) R02春学期大学院工学研究科授業アンケート結果		再掲
	6-3-A-01 (20) 第188回教務委員会(令和3年4月)議事メモ抜粋		
【活動取組6-3-B】(3+3+3型教育システム)の導入により、基礎力、応用力、創造力・総合力が段階的に涵養されるよう配慮している。	6-3-B-01 (20) 工学の3+3+3型教育システム		
【活動取組6-3-C】卓越大学院プログラム未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラムの実施。	6-3-C-01 (20) プロダクト開発実習 カリキュラム 未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラム		
	6-3-C-02 (20) 長期インターンシップ カリキュラム 未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラム		
	6-3-C-03 (20) 初年次短期海外研修 カリキュラム 未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラム		
【活動取組6-3-D】2003年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され現在も継続する「実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム」では、実世界データ解析能力を持つ次世代のリーダー育成に努め、6年間の事後評価で「S」を得た。	6-3-D-01 (20) 実世界データ循環学ホームページ		
【活動取組6-3-E】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。	6-3-E-01 (20) TMI卓越大学院プログラムホームページ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

- ・活動取組6-3-Aについて、授業アンケートの集計結果の検証。
- ・活動取組6-3-Bについて、(3+3+3型教育システム)の導入により、基礎力、応用力、創造力・総合力が段階的に涵養されるよう配慮している。
- ・活動取組6-3-Cについて、卓越大学院プログラム未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラムの実施。

【改善を要する事項】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (20)シラバスデータ大学院		再掲
	6-3-2-03 (20)シラバスデータG30大学院		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (20)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (20)シラバスデータ大学院		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-4-A】イノベーションマインドを涵養する授業形態として、講義形態とチームワーク・プロジェクトベースラーニングとして学内では「イノベーション体験プロジェクト」学外では「研究インターンシップ」を実施している。	6-5-3-03 (20)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項		
	6-5-3-04 (20)2020年度イノベーション体験プロジェクト実施報告書		
	6-5-3-05 (20)研究インターンシップ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-4-Aについて、イノベーションマインドを涵養する授業形態として、講義形態とチームワーク・プロジェクトベースラーニングとして学内では「イノベーション体験プロジェクト」学外では「研究インターンシップ」を実施している。			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (20)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (20)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (20)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (20)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項		再掲
	6-5-3-04 (20)2020年度イノベーション体験プロジェクト実施報告書		再掲
	6-5-3-05 (20)研究インターンシップ		再掲
	6-5-3-06 (20)研究インターンシップ実績		
6-5-3-07 (20)卓越大学院DIIカリキュラムウェブサイト			
6-5-3-08 (20)卓越大学院DIIカリキュラム参加学生内訳			
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (20)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (20)チューター制度 名古屋大学工学研究科国際交流室		
	6-3-4-15 (20) (工学部・工学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所			
6-5-4-04 (20)留学生に対する外国語による情報提供			

・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。	6-5-A-01 (20)専攻図書室		
	6-5-A-02 (20)ポケットwifi貸与		
	6-5-A-03 (20)2020年度アクセスポイント新設箇所一覧		
【活動取組6-5-B】創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。	6-5-B-01 (20)創造工学センターものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
	6-5-B-02 (20)創造工学センター高大連携ものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<ul style="list-style-type: none"> 活動取組6-5-Aについて、工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。 活動取組6-5-Bについて、創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。 			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (20)成績分布 令和3年6月23日工学部教務委員会議事録抜粋及び資料 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-01 (20)成績分布 令和3年6月23日工学部教務委員会議事録抜粋及び資料 (非公表)		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-6-A】工学部・工学研究科では、教務委員会において成績評価基準が学位授与基準から則しているかの確認を行い、懸念点の見られる講義については、授業担当教員に事情確認を行うなど、客観性と厳格性のある成績評価となるよう組織的に取り組んでいる。2020年度春学期に、11件の成績疑義申し立てを受け付け、そのすべてにおいて疑義は解消されている。	6-6-A-01 (20)学部専門教育・大学院教育の公正な成績評価に関するアセスメント実施結果報告	
【活動取組6-6-B】卓越大学院ではeポートフォリオを用いて、学生、教員双方に成績および研究学習活動を可視化している。	6-6-B-01 (20)卓越大学院DIIポートフォリオ学生説明用スライド	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-6-Aについて、工学部・工学研究科では、教務委員会において成績評価基準が学位授与基準から則しているかの確認を行い、懸念点の見られる講義については、授業担当教員に事情確認を行うなど、客観性と厳格性のある成績評価となるよう組織的に取り組んでいる。2020年度春学期に、11件の成績疑義申し立てを受け付け、そのすべてにおいて疑義は解消されている。 ・活動取組6-6-Bについて、卓越大学院ではeポートフォリオを用いて、学生、教員双方に成績および研究学習活動を可視化している。 		
【改善を要する事項】		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (20)名古屋大学大学院工学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (20)SYLLABUS2021工学研究科修了要件p.9~		
	6-7-3-02 (20)工学研究科ウェブサイト修了要件		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (20)2020年9月16日専攻長・学科長会議議事録抜粋 博士前期課程修了認定(非公表)		
	6-7-4-02 (20)2021年3月10日専攻長・学科長会議議事録抜粋 博士前期課程修了認定(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-03 (20)名古屋大学大学院工学研究科博士学位審査委員会内規		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲	

	6-7-4-04 (20)工学部・工学研究科における教育体制抜粋		
	6-7-4-03 (20)名古屋大学大学院工学研究科博士学位審査委員会内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-05 (20)2020年度工学研究科修士論文一覧(非公表)		
	6-7-4-06 (20)2020年度工学研究科博士論文一覧(非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-7-A】卒業・修了の判定については、専攻長・学科長会議での審議に先立ち、各学科・専攻ごとの教室会議で十分審査したうえでやっている。成績優秀な修士学生は短縮（1.5年）で修了可能とし、博士課程進学を促す制度を設けている。	6-7-A-01 (20)教室会議	
	6-7-A-02 (20)博士前期課程1.5年での短縮修了に係る手続き等について	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-7-Aについて、卒業・修了の判定については、専攻長・学科長会議での審議に先立ち、各学科・専攻ごとの教室会議で十分審査したうえでやっている。成績優秀な修士学生は短縮（1.5年）で修了可能とし、博士課程進学を促す制度を設けている。		
【改善を要する事項】		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (20)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (20)2020年度大学院生の論文数及び受章者数		
	6-8-1-03 (20)大学院学生の業績(論文・著書・カンファレンスペーパー)		
	6-8-1-04 (20)2020年度（令和2年）大学院生受賞一覧		
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (20)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (20)R2【工学研究科・前期】卒業後の状況調査票			
6-8-2-02 (20)R2【工学研究科・後期】卒業後の状況調査票			
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-03 (20)第18回キャンパスベンチャーグランプリ中部			
6-8-2-04 (20)Aichi-Startupビジネスプランコンテスト			
6-8-2-05 (20)ビジネスプランコンテスト2020 Tongali（とんがり）プロジェクト			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
	[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】学生の学修意欲向上を目的として、2019年度に工学部長顕彰を設立し、学業成績が特に優秀で、修学意欲に富み、自律的な学習を進めており、その姿勢・成果が模範となる優秀な学生を選出して毎年表彰している。	6-8-A-01 (20)名古屋大学工学部長表彰実施要項		
【活動取組6-8-B】工学研究科では、毎年、学生による学会発表で多数受賞している。また、各種コンテスト、新聞記事に掲載される学生も多数在籍している。博士課程学生は、DC1, DC2などを獲得している。	6-8-1-02 (20)2020年度大学院生の論文数及び受賞者数		再掲
	6-8-1-04 (20)2020年度(令和2年)大学院生受賞一覧		再掲
	6-8-B-01 (20)20201109学振特別研究員DC		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、学生の学修意欲向上を目的として、2019年度に工学部長顕彰を設立し、学業成績が特に優秀で、修学意欲に富み、自律的な学習を進めており、その姿勢・成果が模範となる優秀な学生を選出して毎年表彰している。 ・活動取組6-8-Bについて、工学研究科では、毎年、学生による学会発表で多数受賞している。また、各種コンテスト、新聞記事に掲載される学生も多数在籍している。博士課程学生は、DC1, DC2などを獲得している。			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (21)DP_MC_生命農学研究科		
	6-1-1-02 (21)DP_DC_生命農学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ(DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (21)CP MC 生命農学研究科		
	6-2-1-02 (21)CP DC 生命農学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (21)CP MC 生命農学研究科		再掲
	6-2-1-02 (21)CP DC 生命農学研究科		再掲
	6-1-1-01 (21)DP MC 生命農学研究科		再掲
	6-1-1-02 (21)DP DC 生命農学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (21)生命農学研究科カリキュラムツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (21)名古屋大学大学院生命農学研究科規程		
	6-3-1-04 (21)農学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (21)生命農学研究科MC（非公表）		
6-3-2-03 (21)生命農学研究科DC（非公表）			
6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて			
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (21)大学院学生の指導教員に関する申合せ【確認済】		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (21)生命農学研究科博士学位予備審査の実施要領メモ		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	6-3-4-05 (21)他の大学院又は研究所等における研究指導の取扱い		
	6-3-4-06 (21)研究指導委託		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-07 (21)研究リテラシーシラバス		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-08 (21) (農学部・生命農学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】情報学研究科等と連携した卓越大学院プログラム「情報・生命医科学コンボリューションon グローカルアライアンス大学院」が2019年度に採択され、生命医科学ビッグデータのための人材育成を行っている。	6-3-A-01 (21)卓越大学院プログラムCIBoGホームページ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (21)生命農学研究科MC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (21)生命農学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (21)生命農学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (21)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (21)生命農学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (21)生命農学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (21)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (21)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (21)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (21)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-08 (21)（農学部・生命農学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (21)生命農学研究科(MC) Syllabus2020E		
	6-5-4-04 (21)生命農学研究科(DC) Syllabus2020E		
	6-5-4-05 (21)2020Graduate School of Bioagricultural Sciences Course Schedule		
	6-5-4-06 (21)Fall_2020Graduate School of Bioagricultural Sciences Course Schedule		
6-5-4-07 (21)修正0408_2021大学院時間割 Course Time Table			
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			

・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-08 (21)令和2年度活動報告 抜粋		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
<p>【活動取組6-5-A】 農学部・生命農学研究科としての独自の取り組みとして、臨床心理士の資格を持つ博士後期課程の大学院生を雇用し、部局内に学生相談室を週1日開設して学生への対応を行なった。令和2年度は、感染症対策のために閉鎖した期間を除いて開設回数は計39回におよび、メンタルヘルスや進路に関する悩みなど問題を抱えた学生のすくい上げた。</p>	<p>6-5-4-08 (21)令和2年度活動報告_抜粋</p>	<p>再掲</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-5-Aについて、農学部・生命農学研究科としての独自の取り組みとして、臨床心理士の資格を持つ博士後期課程の大学院生を雇用し、部局内に学生相談室を週1日開設して学生への対応を行なった。令和2年度は、感染症対策のために閉鎖した期間を除いて開設回数は計39回におよび、メンタルヘルスや進路に関する悩みなど問題を抱えた学生のすくい上げた。</p>		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (21)資料2 成績分布(大学院)(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (21)教務委員会(メール会議)議事録(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (21)名古屋大学大学院生命農学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (21)2021学生便覧【完成版】修了要件p.38-49		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (21)研究科教授会議事録2020.8.27(非公表)		
	6-7-4-02 (21)研究科教授会議事録2021.3.1(非公表)		
	6-7-4-03 (21)研究科教授会議事録2021.3.12(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-04 (21)【教授会承認】課程博士の学位審査に関する内規		
	6-7-4-05 (21)課程・論文博士の学位審査に関する内規の運営についての申合せ		
	6-7-4-06 (21)【教授会承認】修士学位に関する申合せ20191127 6-7-4-07 (21)生命農学研究科博士学位予備審査の実施要領メモ		

	6-7-4-08 (21)2019 博士学位申請要領 (第2条)		
	6-7-4-09 (21)博士学位論文の剽窃チェックの方法		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-04 (21)【教授会承認】課程博士の学位審査に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-10 (21)2020学位論文タイトル(課程博のみ) (非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (21)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (21)論文の採択・受賞状況 2020年度		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (21)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (21)R2【生命農学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (21)R2【生命農学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】大学院生による学会発表や論文発表を積極的に推奨し、彼らが修得した知識や研究成果をまとめ発表する能力を向上させている。優秀な若手研究者や研究発表に対して贈られる各種の賞を受賞した大学院生の数は、第3期中期目標期間を通して毎年度30名以上、コロナ禍の影響を受けていくつかの学会が開催されなかった令和2年度においても23名であった。	6-8-1-02 (21)論文の採択・受賞状況_2020年度	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、大学院生による学会発表や論文発表を積極的に推奨し、彼らが修得した知識や研究成果をまとめ発表する能力を向上させている。優秀な若手研究者や研究発表に対して贈られる各種の賞を受賞した大学院生の数は、第3期中期目標期間を通して毎年度30名以上、コロナ禍の影響を受けていくつかの学会が開催されなかった令和2年度においても23名であった。		
【改善を要する事項】		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (22)DP MC 国際開発研究科		
	6-1-1-02 (22)DP DC 国際開発研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (22)CP MC 国際開発研究科		
	6-2-1-02 (22)CP DC 国際開発研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (22)CP MC 国際開発研究科		再掲
	6-2-1-02 (22)CP DC 国際開発研究科		再掲
	6-1-1-01 (22)DP MC 国際開発研究科		再掲
	6-1-1-02 (22)DP DC 国際開発研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (22)国際開発研究科コースツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (22)名古屋大学大学院国際開発研究科規程		
	6-3-1-04 (22)国際開発研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (22)国際開発学研究科（非公表）		
	6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (22)国際開発研究科指導教員に関する申し合わせ		
	6-3-4-04 (22)国際開発研究科学生便覧		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (22)国際開発研究科博士論文研究中間報告の手続き		
	6-3-4-11 (22)Question and Answer Sheet of D1 (D2, D3) Presentation		
	6-3-4-12 (22)Doctral Research Progress Report		
	6-3-4-13 (22)博士論文研究単位修得確認表(2020～コロナ対応)		

・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-06 (22) 剽窃防止講習会		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
	6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-07 (22)国際開発研究科TA (ティーチングアシスタント) 実施要項		
	6-3-4-08 (22)国際開発研究科TAを採用できる科目及び時間数に関する申合せ		
	6-3-4-09 (22)国際開発研究科TAの募集文書及び実施要項		
	6-3-4-10 (22)令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組6-3-A】『平和とガバナンス』プログラムや『貧困と社会政策』プログラム、また『教育と人材開発』プログラムなど、SDGsに対応した多様なプログラムを提供している。</p>	6-3-A-01 (22)学位プログラム - 名古屋大学大学院国際開発研究科		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・ 活動取組6-3-Aについて、『平和とガバナンス』プログラムや『貧困と社会政策』プログラム、また『教育と人材開発』プログラムなど、SDGsに対応した多様なプログラムを提供している。</p>			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め (2021学生便覧)		
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 		

と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること

6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
6-4-1-02 (00)授業時間の定め (2021学生便覧)		再掲

	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		再掲
	6-3-2-02 (22)国際開発学研究科 (非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		再掲
	6-3-2-02 (22)国際開発学研究科 (非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (22)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		再掲
	6-3-2-02 (22)国際開発学研究科 (非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (22)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (22)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (22)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (22)インターンシップ実績 (2020自己評価書抜粋)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (22)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について (通知文)		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-5-4-03 (22)チューターの配置人数		
	6-3-4-10 (22)令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (22)時間割・シラバスの英語による提供 GSIDweb		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所			
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表			
	6-6-3-01 (22)成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	6-6-3-02 (22)成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 2021-06-09拡大教授会議事録 (非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料			
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程			再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」			再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料				
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料			
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」			
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)			
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)			
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類			
6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2) (成績評価の根拠資料保存規程)				

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (22)名古屋大学大学院国際開発研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則 6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程	第31条, 第32条, 第34条	再掲 再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (22)2021 GSID Student Handbook ip		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (22)国際開発研究科教授会議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (22)国際開発研究科博士学位審査内規		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (22)国際開発研究科博士学位審査内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
6-7-4-03 (22)国際開発研究科学位取得者(非公表)			

<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
--	---	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (22)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (22)国際開発研究科院生業績		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (22)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (22)R2【国際開発研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (22)R2【国際開発研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-03 (22)国際開発研究科修了生の中日新聞記事		
	6-8-2-04 (22)就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業(修了)時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
	6-8-3-06 (22)学生からの意見聴取(学習の到達度や満足度アンケート)調査結果		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)		
	6-8-4-02 (22)修了後、一定年限を経過した卒業生についての意見聴取		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)		
	6-8-5-02 (22)就職先や進学先等の関係者への意見聴取の概要		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (23)DP_MC_06多元数理科学研究科		
	6-1-1-02 (23)DP_DC_06多元数理科学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (23)CP MC 06多元数理科学研究科		
	6-2-1-02 (23)CP DC 06多元数理科学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (23)CP MC 06多元数理科学研究科		再掲
	6-2-1-02 (23)CP DC 06多元数理科学研究科		再掲
	6-1-1-01 (23)DP MC 06多元数理科学研究科		再掲
	6-1-1-02 (23)DP DC 06多元数理科学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (23)多元数理科学研究科MCコースツリー		
	6-3-1-02 (23)多元数理科学研究科DCコースツリー		
	6-3-1-03 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-04 (23)名古屋大学大学院多元数理科学研究科規程 6-3-1-05 (23)多元数理科学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表） 6-3-2-02 (23)多元数理科学研究科（非公表） 6-3-2-03 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (23)大学院多元数理科学研究科での学び方 6-3-4-04 (23)後期課程について		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (23)研究指導報告書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
6-3-4-06 (23)学生プロジェクト			

6-3-4-07 (23)学生プロジェクト報告書		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-08 (23)修士論文ガイダンス		

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-09 (23) (多元数理科学研究科) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】学位取得へ向けての自発的な研究活動を奨励するため、学生からプロジェクトを募集し必要な資金を提供する制度を設けている。	6-3-4-06 (23)学生プロジェクト		再掲
	6-3-A-01 (23)学生プロジェクトについて		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ 活動取組6-3-Aについて、学位取得へ向けての自発的な研究活動を奨励するため、学生からプロジェクトを募集し必要な資金を提供する制度を設けている。			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め (2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00)2021年度学年暦 6-4-1-02 (00)授業時間の定め (2021学生便覧)		再掲 再掲

[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		再掲
	6-3-2-02 (23)多元数理科学研究科 (非公表)		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv) 等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目 (非公表)		再掲
	6-3-2-02 (23)多元数理科学研究科 (非公表)		再掲

<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p> <p>6-4-4 (23)教育上主要と認める授業科目</p> <p>・シラバス</p> <p>6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）</p> <p>6-3-2-02 (23)多元数理科学研究科（非公表）</p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則</p>		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (23)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (23)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (23)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (23)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-09 (23)（多元数理科学研究科）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-03 (23)予備テスト基礎演習クラスについて		
6-5-4-04 (23)予備テスト基礎演習クラス受講者名簿			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

--	--	--	--

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】学位取得者へのキャリアパス支援の一環として教務助教制度を設ける。	6-5-A-01 (23)教務助教募集要項		
	6-5-A-02 (23)教務助教について		
【活動取組6-5-B】海外大学院で行われる comprehensive exam に対応する予備テスト制度を設け、テスト不合格となった学生には（単位には含まれない）基礎演習クラスを開設して支援している。	6-5-4-03 (23)予備テスト基礎演習クラスについて		再掲
	6-5-4-04 (23)予備テスト基礎演習クラス受講者名簿		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、学位取得者のキャリアパス支援の一環として教務助教制度を設ける。 ・活動取組6-5-Bについて、海外大学院で行われる comprehensive exam に対応する予備テスト制度を設け、テスト不合格となった学生には（単位には含まれない）基礎演習クラスを開設して支援している。			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (23)講義結果報告(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (23)第1回教務委員会議事録(非公表)		

	6-6-3-03 (23)講義結果報告要望事項 (非公表)		
	6-6-3-04 (23)第3回教務委員会議事録 (非公表)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票 (名大ポータルに掲載)		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について (令和2年度分)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2 (成績評価の根拠資料保存規程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-04 (23)名古屋大学大学院多元数理科学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (23)理学部理学研究科多元数理科学研究科学生便覧2021		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (23)教授会での審議状況(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (23)名古屋大学大学院多元数理科学研究科学位(課程博士)審査内規		
	6-7-4-03 (23)多元数理科学研究科学位委員会設置に関する申合わせ		
	6-7-4-04 (23)学位審査について		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
6-7-4-02 (23)名古屋大学大学院多元数理科学研究科学位(課程博士)審査内規		再掲	

	6-7-4-03 (23) 多元数理科学研究科学学位委員会設置に関する申合わせ		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-05 (23) 博士前期課程学位論文 (非公表)		
	6-7-4-06 (23) 博士後期課程学位論文 (非公表)		
[分析項目 6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (23)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・ 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (00)2020年度教員免許取得状況及び教員就職状況		
	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (23)年次報告書(学生)		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (23)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (23)R2【多元数理科学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (23)R2【多元数理科学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
	・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		

<p>[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案(全学共通質問&学部・研究科別質問)</p>		
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート(5月末回答〆切)</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目6-8-4] (卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>			
<p>[分析項目6-8-5] (2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (24)DP MC 環境学研究科		
	6-1-1-02 (24)DP DC 環境学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (24)CP MC 環境学研究科		
	6-2-1-02 (24)CP DC 環境学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (24)CP MC 環境学研究科		再掲
	6-2-1-02 (24)CP DC 環境学研究科		再掲
	6-1-1-01 (24)DP MC 環境学研究科		再掲
	6-1-1-02 (24)DP DC 環境学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (24)環境学研究科MCコースツリー		
	6-3-1-02 (24)環境学研究科DCコースツリー		
	6-3-1-03 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-04 (24)名古屋大学大学院環境学研究科規程 6-3-1-05 (24)環境学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (24)環境学研究科MC（非公表）		
	6-3-2-03 (24)環境学研究科DC（非公表） 6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (24)R3（履修）指導教員に関する申合せ20110401		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (24)研究指導報告書様式		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-05 (24)研究倫理 2020 学生向け受講方法 User Guide for students		
6-3-4-06 (24)研究倫理 受講状況【黒塗】		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		

	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-07 (24) (環境学) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】学際的教育を推進するために、博士前期課程において、理学・工学・人文社会科学の内容を体系的に編成した体系理解科目を開講している。	6-3-1-01 (24)環境学研究所MCコースツリー		再掲
【活動取組6-3-B】環境問題にかかわる様々なニーズを教育に取り入れるために、附属持続的共発展教育研究センターと協定自治体とのコンサルティングファーム（統合環境学特別コース）、パリ国立高等建築学校・天津大学建築学院との建築系共同ワークショップ、国際環境人材育成プログラムにおける国際機関等での長期インターンシップなど、様々な外部組織との教育連携を進めている。	6-3-B-01 (24)国際環境人材育成プログラムパンフレット		
【活動取組6-3-C】地球規模課題の解決に資するグローバル人材を育成するために、「国際環境人材育成プログラム」、名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院「アジア諸国国家中枢人材養成プログラム」、国際協力機構「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム」、「グローバル30国際プログラム」といった、英語による多彩なプログラムを展開している。	6-3-2-02 (24)環境学研究所MC（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (24)環境学研究所DC（非公表）		再掲
	6-3-B-01 (24)国際環境人材育成プログラムパンフレット		再掲
【活動取組6-3-D】未来社会研究機構と連携した移動革命に対する卓越大学院プログラム「ライフスタイル革命のための超学際移動イノベーション人材養成学位プログラム」が2020年度に採択された。	6-3-D-01 (24)TMI卓越大学院プログラムホームページ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-3-Aについて、学際的教育を推進するために、博士前期課程において、理学・工学・人文社会科学の内容を体系的に編成した体系理解科目を開講している。 ・活動取組6-3-Bについて、環境問題にかかわる様々なニーズを教育に取り入れるために、附属持続的共発展教育研究センターと協定自治体とのコンサルティングファーム（統合環境学特別コース）、パリ国立高等建築学校・天津大学建築学院との建築系共同ワークショップ、国際環境人材育成プログラムにおける国際機関等での長期インターンシップなど、様々な外部組織との教育連携を進めている。 ・活動取組6-3-Cについて、地球規模課題の解決に資するグローバル人材を育成するために、「国際環境人材育成プログラム」、名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院「アジア諸国国家中枢人材養成プログラム」、国際協力機構「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム」、「グローバル30国際プログラム」といった、英語による多彩なプログラムを展開している。			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (24)環境学研究科MC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (24)環境学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (24)環境学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (24)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (24)環境学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (24)環境学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (24)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (24)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
	6-5-3-03 (24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-07 (24)（環境学）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (24) HP Graduate School of Environmental Studies		
	6-5-4-04 (24)外国語情報提供 シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】2018年度に、それぞれ副研究科長を室長、国際化推進教員（留学生担当教員）と留学生関連プログラム担当教員をメンバーにして、研究科に国際室を設置し、留学生受入支援、留学生の研究・生活支援、日本人学生の留学支援など、教育の国際化に資する活動をおこなっている。	6-5-A-01 (24)国際室内規	
【活動取組6-5-B】多くの留学生を積極的に受け入れるために英語による授業科目の拡充を図り、2019年度には英語開講科目53科目と英語対応科目224科目を開講した。2014年度からは、授業内容を理解できない留学生のために、授業内容の説明をする語学補助者の制度を導入した。	6-3-2-02 (24)環境学研究科MC (非公表)	再掲
	6-3-2-03 (24)環境学研究科DC (非公表)	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、2018年度に、それぞれ副研究科長を室長、国際化推進教員（留学生担当教員）と留学生関連プログラム担当教員をメンバーにして、研究科に国際室を設置し、留学生受入支援、留学生の研究・生活支援、日本人学生の留学支援など、教育の国際化に資する活動をおこなっている。 ・活動取組6-5-Bについて、多くの留学生を積極的に受け入れるために英語による授業科目の拡充を図り、2019年度には英語開講科目53科目と英語対応科目224科目を開講した。2014年度からは、授業内容を理解できない留学生のために、授業内容の説明をする語学補助者の制度を導入した。		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (24)14.2020成績データ(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (24)第223回教務委員会議事メモ(案)(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票(名大ポータルに掲載)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について(令和2年度分)		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表1 6-2(成績評価の根拠資料保存規程)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-04 (24)名古屋大学大学院環境学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (24)学生便覧【PDFファイル26ページ】		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (24)R3.3.3議事録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	6-7-4-02 (24)学位審査内規(環境学研究科, 平成29年10月最終改正)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (24)学位審査内規(環境学研究科, 平成29年10月最終改正)		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
6-7-4-03 (24)MC学位論文名(2020)(非公表)			

	6-7-4-04 (24)DC学位論文名(2020) (非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (24)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2_ (24)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (24)R2【環境学研究所・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (24)R2【環境学研究所・後期】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】研究科ウェブサイトの「環境学と私」シリーズに、2017年からは修了生も執筆者に加える取組を始めた。2020年までに11名の修了生の声が掲載され、現在の仕事との関連から環境学研究科の教育が回顧されている。	6-8-A-01 (24)修了生の声(環境学と私)	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-8-Aについて、研究科ウェブサイトの「環境学と私」シリーズに、2017年からは修了生も執筆者に加える取組を始めた。2020年までに11名の修了生の声が掲載され、現在の仕事との関連から環境学研究科の教育が回顧されている。		
【改善を要する事項】		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (25)DP_MC 創薬科学研究科		
	6-1-1-02 (25)DP_DC 創薬科学研究科		
	6-1-1-03 (00)第21回教育分科会議事メモ (DP・CPの修正)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (25)CP MC 創薬科学研究科		
	6-2-1-02 (25)CP DC 創薬科学研究科		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (25)DP MC 創薬科学研究科		再掲
	6-1-1-02 (25)DP DC 創薬科学研究科		再掲
	6-2-1-01 (25)CP MC 創薬科学研究科		再掲
	6-2-1-02 (25)CP DC 創薬科学研究科		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (25)創薬科学研究科カリキュラムツリー		
	6-3-1-02 (00)2021.5.19 教育基盤連携本部確認事項（コースツリーの確認）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (25)名古屋大学大学院創薬科学研究科規程		
	6-3-1-04 (25)創薬科学研究科規程別表第1		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目（非公表）		
	6-3-2-02 (25)創薬科学研究科MC（非公表）		
6-3-2-03 (25)創薬科学研究科DC（非公表）			
6-3-2-04 (00)授業時間及び単位数の計算の定めについて			
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第20条, 第22条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第18条	再掲
	6-3-4-03 (25)2021年度 前期・後期課程修了要件について		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (25)(M)学修計画届		
	6-3-4-05 (25)(D)学修計画届		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (25)創薬科学研究科における寄附金による助成事業について		

6-3-4-07 (25)20210401 100100名古屋大学大学院創薬科学研究科寄附金取扱要項		
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-08 (25)2021シラバス・創薬倫理特論		
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-01 (00)名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領		

	6-3-4-02 (00)名古屋大学リサーチ・アシスタント実施要領		
	6-3-4-09 (25) (創薬科学) 令和2年度TA, RA, チューター採用実績		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-3-A】本研究科においては名古屋大学以外からの入学者が多数を占め、博士前期課程1年次に、卒業研究の延長ではない新たな研究を開始することになる。そのため研究の目的や問題点を明確にし、研究活動に対する動機づけを確固たるものにするために、具体的な研究内容をまとめた学修計画書を入学後1ヶ月程度の期間で作成・提出することとしている。また、博士前期課程・後期課程学生とともに、所属研究室の主・副指導教員に加え、異なる研究室に所属する副指導教員を含む複数の指導教員による学修・研究指導が受けられる体制を整えている。</p>	<p>6-3-4-04 (25) (M)学修計画書</p>		再掲
	<p>6-3-4-03 (25)2021年度 前期・後期課程修了要件について</p>		再掲
<p>【活動取組6-3-B】平成30年度より採択されている卓越大学院「トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム」、および、令和元年度より採択されている卓越大学院「情報・生命医科学コンポリューション on グローカルアライアンス」に創薬科学研究科が参画し、研究科の枠を超えた大学院生の指導を可能としており、異分野融合研究や産学連携を通じた次世代研究者養成を進めている。</p>	<p>6-3-B-01 (25)令和2年度研究アシスタント(卓越大学院プログラム)採択者</p>		
	<p>6-3-B-02 (25)名古屋大学HP 卓越大学院プログラム トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組6-3-Aについて、本研究科においては名古屋大学以外からの入学者が多数を占め、博士前期課程1年次に、卒業研究の延長ではない新たな研究を開始することになる。そのため研究の目的や問題点を明確にし、研究活動に対する動機づけを確固たるものにするために、具体的な研究内容をまとめた学修計画書を入学後1ヶ月程度の期間で作成・提出することとしている。また、博士前期課程・後期課程学生とともに、所属研究室の主・副指導教員に加え、異なる研究室に所属する副指導教員を含む複数の指導教員による学修・研究指導が受けられる体制を整えている。</p> <p>・活動取組6-3-Bについて、平成30年度より採択されている卓越大学院「トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム」、および、令和元年度より採択されている卓越大学院「情報・生命医科学コンポリューション on グローカルアライアンス」に創薬科学研究科が参画し、研究科の枠を超えた大学院生の指導を可能としており、異分野融合研究や産学連携を通じた次世代研究者養成を進めている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00)2021年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)授業時間の定め(2021学生便覧)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (25)創薬科学研究科MC(非公表)		再掲
	6-3-2-03 (25)創薬科学研究科DC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (25)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (00)大学院共通科目(非公表)		再掲
	6-3-2-02 (25)創薬科学研究科MC(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
--	-------------------	--	--

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組6-4-A】理・農・工・薬・医学の専門を異にする専任教員が参画し、本研究科独自の多分野融合教育課程に沿った、「有機化学」・「生物科学」・「分子構造学」に跨る学際的教育を実践している。すなわち、創薬研究に必須の薬学固有の知識を体系的に修得できる薬学系講義に加え、先端的な専門教育を実施する「先端融合講義」と、複数分野に跨る創薬に特徴的な知識や技術を学ぶ「広域融合講義」と組み合わせたカリキュラムを編成している。また博士前期課程1年次には、所属分野と異なる研究手法を体得する「多分野融合実践演習・実習」を開講し、多分野融合教育の実質化を図っている。ここでは、「生命科学分野の学生」が「有機化学」の、「有機化学分野の学生」が「生命科学」の基礎的実験を体験する機会を提供している。</p>	<p>6-3-1-01 (25)創薬科学研究科カリキュラムツリー</p>		再掲
	<p>6-4-A-01 (25)2021年度創薬科学研究科授業科目表</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-4-Aについて、理・農・工・薬・医学の専門を異にする専任教員が参画し、本研究科独自の多分野融合教育課程に沿った、「有機化学」・「生物科学」・「分子構造学」に跨る学際的教育を実践している。すなわち、創薬研究に必須の薬学固有の知識を体系的に修得できる薬学系講義に加え、先端的な専門教育を実施する「先端融合講義」と、複数分野に跨る創薬に特徴的な知識や技術を学ぶ「広域融合講義」と組み合わせたカリキュラムを編成している。また博士前期課程1年次には、所属分野と異なる研究手法を体得する「多分野融合実践演習・実習」を開講し、多分野融合教育の実質化を図っている。ここでは、「生命科学分野の学生」が「有機化学」の、「有機化学分野の学生」が「生命科学」の基礎的実験を体験する機会を提供している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (25)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (25)学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (25)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)R2インターンシップの実施状況調査		
	6-5-3-02 (00)インターンシップ 名古屋大学 キャリアサポート室		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (25)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)留学生チューターの対応について（通知文）		
	6-5-4-02 (00)名古屋大学国際教育交流センターホームページ		
	6-3-4-09 (25)（創薬科学）令和2年度TA, RA, チューター採用実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (25)2021 前期課程シラバス（英文概要）		
	6-5-4-04 (25)2021 後期課程シラバス（英文概要）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			



【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-A】企業から講師を迎えて講演を実施し、産業界での研究や企画運営の在り方、製薬関連産業の現状と産学連携や知的財産についての理解を深めるための「キャリアパスセミナー」を開催し、学生の自発的な進路決定を促している。	6-5-A-01_(25)R4-2_R2_キャリアパスセミナー一覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組6-5-Aについて、企業から講師を迎えて講演を実施し、産業界での研究や企画運営の在り方、製薬関連産業の現状と産学連携や知的財産についての理解を深めるための「キャリアパスセミナー」を開催し、学生の自発的な進路決定を促している。		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (25)2020年度 創薬科学研究科講義 成績評価の分布表（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (25)教務委員会議事録（非公表）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)名古屋大学における成績評価及び GPA 制度に関する規程		再掲
	6-6-2-01 (00)名古屋大学HP「成績評価とGPA制度」		再掲
・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)名古屋大学HP「4. 成績評価に関する問い合わせ」		
	6-6-4-02 (00)成績評価照会票（名大ポータルに掲載）		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (00)平成26年度大学機関別認証評価において指摘のあった事項に対する対応について（令和2年度分）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)東海国立大学機構法人文書管理規程 別表 1 6-2)（成績評価の根拠資料保存規程）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		
	6-3-1-03 (25)名古屋大学大学院創薬科学研究科規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第34条	再掲
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-3-3-01 (00)名古屋大学大学院通則	第31条, 第32条, 第34条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01 (25)2021年度創薬科学研究科学生便覧		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (25)2020 修士学位判定資料(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-2-01 (00)名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)名古屋大学学位規程		再掲
	6-7-4-02 (25)課程博士内規		
	6-7-4-03 (25)課程博士申し合わせ		
	6-7-4-04 (25)課程博士審査基準について		
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			

[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-4-01 (25)2020 修士学位判定資料 (非公表)		再掲
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 (25)標準修業年限内の卒業（修了）率・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (25)R2 創薬受賞者一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (25)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (25)R2【創薬科学研究科・前期】卒業後の状況調査票		
	6-8-2-02 (25)R2【創薬科学研究科・後期】卒業後の状況調査票		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (00)2016-2021調査実施計画		
	6-8-3-02 (00)2018年度大学院修了時アンケート結果報告		
	6-8-3-03 (00)2019学生インタビューの企画について		
	6-8-3-04 (00)2020以降入学時調査・卒業（修了）時調査の実施の方針		
	6-8-3-05 (00)「グラフで見る名大生」の公開について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021卒業生修了生（雇用者）向けアンケート修了生向けアンケート 調査票案（全学共通質問&学部・研究科別質問）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)2021企業向けアンケート（5月末回答〆切）		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
〔分析項目6-8-4〕(卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート) 2021年卒業生修了生(雇用者)向けアンケート修了生向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
〔分析項目6-8-5〕(2021企業向けアンケート) 2021年企業向けアンケート調査について、調査は実施しておりますが、分析結果は集計中であるため、自己評価書提出時点では調査票のみの提出となります。分析結果については、訪問調査時に提示いたします。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組6-8-A】本研究科の特徴である多分野融合教育・研究の成果として、修了生の幅広い進路が挙げられる。修士課程修了生の就職先は、製薬関連に加え、食品・化粧品・化学関連企業等多岐にわたる。	6-8-A-01 (25)2020年度 3月修了者進路一覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。		
■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
・活動取組6-8-Aについて、本研究科の特徴である多分野融合教育・研究の成果として、修了生の幅広い進路が挙げられる。修士課程修了生の就職先は、製薬関連に加え、食品・化粧品・化学関連企業等多岐にわたる。		
【改善を要する事項】		

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）</p>		
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・シラバス</p>		
<p>[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<p>・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）</p>		
<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）</p>		

	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1(26)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2-(26)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (27)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (27)論文の採択・受賞状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (27)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (28)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (28)国際言語文化研究科博士前期課程多元文化専攻 外国語能力到達		
	6-8-1-02 (28)国際言語文化研究科博士後期課程多元文化専攻 外国語能力到達		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (28)論文の採択・受賞状況		
	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (28)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1(29)標準修業年限内の卒業(修了)率・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2-(29)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			